

1 開示請求の件数等

(単位:件)

行政機関名	新たに受け付けた件数						前年度からの 持ち越し件数	移送を受けた 件数	計 (処理すべき事案)
	場所別		方法別						
	本省庁	その他	来所	郵送	オンライン				
内閣官房(注1)	50	50	0	8	40	2	0	1	51
行政改革推進本部(注2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	12	12	0	3	4	5	2	0	14
人事院	1,152	1,152	0	112	183	857	161	0	1,313
内閣府	375	293	82	131	233	11	11	1	387
宮内庁	201	201	0	40	44	117	32	0	233
公正取引委員会	40	27	13	19	17	4	5	0	45
国家公安委員会	8	8	0	0	8	0	0	0	8
警察庁	175	144	31	103	69	3	14	2	191
金融庁	111	111	0	68	43	0	9	125	245
総務省	917	866	51	613	295	9	31	3	951
公害等調整委員会	3	3	0	0	3	0	0	0	3
消防庁	4	4	0	0	4	0	0	0	4
法務省	16,376	395	15,981	5,823	10,441	112	419	2	16,797
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	4	3	1	2	1	1	0	0	4
検察庁(注3)	197	38	159	102	92	3	10	0	207
外務省	993	993	0	509	470	14	921	3	1,917
財務省	481	81	400	183	289	9	19	8	508
国税庁	2,942	197	2,745	1,716	972	254	103	5	3,050
文部科学省	2,909	2,909	0	1,139	1,769	1	114	2	3,025
文化庁	106	106	0	72	34	0	12	0	118
厚生労働省	5,566	4,641	925	850	4,546	170	423	2	5,991
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	8,022	63	7,959	1,899	6,121	2	21	0	8,043
農林水産省	449	164	285	113	268	68	19	2	470
林野庁	429	67	362	106	320	3	1	0	430
水産庁	50	50	0	21	21	8	1	0	51
経済産業省	206	100	106	80	112	14	10	5	221
資源エネルギー庁	252	181	71	49	183	20	28	0	280
特許庁	215	215	0	127	75	13	13	0	228
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	6,446	400	6,046	1,854	4,256	336	372	7	6,825
船員労働委員会	5	5	0	0	5	0	0	0	5
気象庁	18	11	7	11	7	0	0	0	18
海上保安庁	59	14	45	11	48	0	2	2	63
海難審判庁	1	1	0	0	1	0	0	0	1
環境省	100	97	3	42	53	5	9	4	113
防衛省	726	719	7	223	503	0	68	1	795
防衛施設庁	259	34	225	174	76	9	29	1	289
会計検査院	71	71	0	33	30	8	1	12	84
計	49,930	14,426	35,504	16,236	31,636	2,058	2,860	188	52,978

(注)

- 「内閣官房」には、内閣官房において事務を処理することとされている安全保障会議、高度通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部及び郵政民営化推進本部に係るものを含む。以下同じ。
- 「行政改革推進本部」は、平成18年6月23日設置。
- 「検察庁」は、最高検察庁、各高等検察庁、各地方検察庁及び各区検察庁分の合計であり、最高検察庁、東京高等検察庁及び東京地方検察庁で受け付けたものを「本省庁受」とし、その他で受け付けたものを「その他受」とした。以下、同じ。

2 開示請求事案の処理状況

(単位:件)

行政機関名	処理すべき事案	開示決定等がされた事案	取下げ事案	全部を移送した事案	処理中の事案 (次年度に持ち越し)	
						うち期限を超過したもの
内閣官房	51	45	0	0	6	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	14	9	0	4	1	0
人事院	1,313	1,229	16	0	68	0
内閣府	387	338	28	0	21	0
宮内庁	233	200	7	0	26	3
公正取引委員会	45	42	0	1	2	0
国家公安委員会	8	7	0	0	1	0
警察庁	191	163	5	1	22	0
金融庁	245	225	2	0	18	0
総務省	951	859	52	0	40	0
公害等調整委員会	3	3	0	0	0	0
消防庁	4	4	0	0	0	0
法務省	16,797	15,784	390	0	623	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	4	4	0	0	0	0
検察庁	207	195	4	0	8	0
外務省	1,917	975	60	1	881	216
財務省	508	317	24	113	54	0
国税庁	3,050	2,885	31	3	131	0
文部科学省	3,025	2,925	0	4	96	0
文化庁	118	114	4	0	0	0
厚生労働省	5,991	4,632	1,015	7	337	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	8,043	7,919	14	0	110	0
農林水産省	470	457	3	0	10	0
林野庁	430	370	1	0	59	0
水産庁	51	51	0	0	0	0
経済産業省	221	198	2	0	21	0
資源エネルギー庁	280	240	1	0	39	0
特許庁	228	217	0	0	11	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0
国土交通省	6,825	6,249	301	32	243	0
船員労働委員会	5	5	0	0	0	0
気象庁	18	18	0	0	0	0
海上保安庁	63	59	1	0	3	0
海難審判庁	1	1	0	0	0	0
環境省	113	91	13	1	8	0
防衛省	795	646	47	0	102	0
防衛施設庁	289	271	2	0	16	0
会計検査院	84	69	0	1	14	0
計	52,978	47,816	2,023	168	2,971	219

3 開示決定等の件数

(単位:件)

行政機関名	開示決定等の件数				
		全部を開示	一部を開示	うち 公益裁量開示	不開示
内閣官房	49	13	18	0	18
行政改革推進本部	0	0	0	0	0
内閣法制局	9	8	1	0	0
人事院	1,175	1,168	0	0	7
内閣府	338	146	84	0	108
宮内庁	205	115	65	0	25
公正取引委員会	42	10	22	0	10
国家公安委員会	7	0	0	0	7
警察庁	184	55	103	0	26
金融庁	225	39	142	0	44
総務省	870	669	165	0	36
公害等調整委員会	3	0	3	0	0
消防庁	4	4	0	0	0
法務省	12,986	2,627	7,556	0	2,803
公安審査委員会	0	0	0	0	0
公安調査庁	5	1	2	0	2
検察庁	137	16	63	0	58
外務省	1,168	308	493	0	367
財務省	323	81	170	0	72
国税庁	2,914	1,614	1,182	0	118
文部科学省	358	66	276	0	16
文化庁	71	38	32	0	1
厚生労働省	4,648	466	3,811	0	371
中央労働委員会	0	0	0	0	0
社会保険庁	7,959	6,731	1,155	0	73
農林水産省	202	121	66	0	15
林野庁	102	38	49	0	15
水産庁	22	10	9	0	3
経済産業省	224	31	178	0	15
資源エネルギー庁	242	35	163	0	44
特許庁	217	148	69	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0
国土交通省	6,422	4,163	1,937	0	322
船員労働委員会	5	0	0	0	5
気象庁	18	4	13	0	1
海上保安庁	65	10	36	0	19
海難審判庁	1	0	1	0	0
環境省	95	42	36	0	17
防衛省	724	351	286	0	87
防衛施設庁	279	188	74	0	17
会計検査院	51	5	40	0	6
計	42,349	19,321	18,300	0	4,728

(注) 開示請求のあった1事案を分割して複数の開示決定をしているものや、関連する複数の事案をまとめて1件の開示決定等として通知しているものがあることから、内訳表2「開示請求事案の処理状況」の「開示決定等がされた事案」の欄の計と本表の「開示決定等件数」欄の計の件数は一致しない。

4 延長手続の状況

(単位:件)

行政機関名	開示決定等件数	延長手続を採らなかったもの		法第10条第2項による延長手続を採ったもの			法第11条の期限の特例を適用したもの			
		期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したもの	期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したもの		期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したもの		
内閣官房	49	45	45	0	4	4	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	9	9	9	0	0	0	0	0	0	0
人事院	1,175	1,175	1,163	12	0	0	0	0	0	0
内閣府	338	223	223	0	112	112	0	3	3	0
宮内庁	205	152	152	0	25	25	0	28	27	1
公正取引委員会	42	36	36	0	6	6	0	0	0	0
国家公安委員会	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	184	126	126	0	30	30	0	28	28	0
金融庁	225	206	206	0	19	19	0	0	0	0
総務省	870	841	814	27	10	10	0	19	19	0
公害等調整委員会	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0
法務省	12,986	11,995	11,995	0	757	757	0	234	234	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	5	2	2	0	1	1	0	2	2	0
検察庁	137	132	132	0	3	3	0	2	2	0
外務省	1,168	325	290	35	178	163	15	665	483	182
財務省	323	320	320	0	2	2	0	1	1	0
国税庁	2,914	2,576	2,576	0	232	232	0	106	106	0
文部科学省	358	316	316	0	20	20	0	22	22	0
文化庁	71	66	66	0	5	5	0	0	0	0
厚生労働省	4,648	2,772	2,772	0	1,802	1,801	1	74	74	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	7,959	7,902	7,898	4	47	47	0	10	7	3
農林水産省	202	185	185	0	17	17	0	0	0	0
林野庁	102	101	101	0	1	1	0	0	0	0
水産庁	22	22	22	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	224	163	163	0	28	28	0	33	33	0
資源エネルギー庁	242	156	156	0	23	23	0	63	63	0
特許庁	217	215	215	0	2	2	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	6,422	5,916	5,916	0	499	499	0	7	7	0
船員労働委員会	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	18	18	18	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	65	63	63	0	2	2	0	0	0	0
海難審判庁	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0
環境省	95	68	68	0	19	19	0	8	8	0
防衛省	724	384	384	0	164	164	0	176	176	0
防衛施設庁	279	252	252	0	18	18	0	9	9	0
会計検査院	51	24	24	0	11	11	0	16	16	0
計	42,349	36,805	36,727	78	4,038	4,022	16	1,506	1,320	186

5 法第11条の規定を適用した事案に係る開示決定等の処理日数別の件数

(単位:件)

行政機関名	法第11条の期限の特例を適用したもの					
	開示請求を受けてから決定を行った日までの日数					
	60日以内	60日超 90日以内	90日超 半年以内	半年超 1年以内	1年超	
内閣官房	0	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0
内閣府	3	0	0	1	2	0
宮内庁	28	1	13	13	0	1
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察庁	28	15	1	11	0	1
金融庁	0	0	0	0	0	0
総務省	19	5	4	10	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0
法務省	234	128	29	47	17	13
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	2	1	0	1	0	0
検察庁	2	1	0	1	0	0
外務省	665	102	84	161	209	109
財務省	1	0	0	0	1	0
国税庁	106	17	61	26	0	2
文部科学省	22	10	2	10	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	74	65	3	4	2	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	10	0	2	1	7	0
農林水産省	0	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0
経済産業省	33	11	11	8	3	0
資源エネルギー庁	63	9	8	44	2	0
特許庁	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0
国土交通省	7	7	0	0	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0
環境省	8	2	5	1	0	0
防衛省	176	88	4	39	45	0
防衛施設庁	9	5	2	2	0	0
会計検査院	16	6	2	2	6	0
計	1,506	473	231	382	294	126

6 不開示理由の内訳

(単位:件)

行政機関名	不開示情報に該当	行政文書の不存在	存否応答拒否	その他
内閣官房	20	14	3	1
行政改革推進本部	0	0	0	0
内閣法制局	1	0	0	0
人事院	1	6	0	0
内閣府	94	91	4	6
宮内庁	76	25	2	0
公正取引委員会	28	2	2	0
国家公安委員会	0	0	0	7
警察庁	112	15	2	6
金融庁	164	27	4	6
総務省	139	61	4	11
公害等調整委員会	3	0	0	0
消防庁	0	0	0	0
法務省	8,001	2,542	64	121
公安審査委員会	0	0	0	0
公安調査庁	2	0	2	0
検察庁	63	47	6	39
外務省	908	294	35	15
財務省	179	57	0	7
国税庁	1,191	94	6	9
文部科学省	367	29	1	0
文化庁	43	3	0	0
厚生労働省	3,897	266	45	12
中央労働委員会	0	0	0	0
社会保険庁	810	488	0	6
農林水産省	69	13	0	1
林野庁	47	23	1	0
水産庁	9	2	1	0
経済産業省	192	13	1	1
資源エネルギー庁	207	43	0	1
特許庁	31	38	0	0
中小企業庁	0	0	0	0
国土交通省	2,280	254	7	2
船員労働委員会	0	0	0	5
気象庁	13	1	0	0
海上保安庁	38	19	0	0
海難審判庁	1	0	0	0
環境省	38	13	2	3
防衛省	313	47	13	0
防衛施設庁	74	17	0	0
会計検査院	45	1	0	0
計	19,456	4,545	205	259

7 不開示情報の内訳

(単位:件)

行政機関名	不開示情報に該当						
	5条1号	5条2号	5条3号	5条4号	5条5号	5条6号	
内閣官房	20	9	7	8	0	4	12
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	1	0	1	0	0	0	0
人事院	1	0	0	0	0	0	1
内閣府	94	67	12	9	2	0	36
宮内庁	76	59	12	1	5	1	14
公正取引委員会	28	16	24	0	4	5	19
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	112	71	13	1	85	9	44
金融庁	164	106	152	0	1	5	45
総務省	139	104	110	1	15	0	13
公害等調整委員会	3	3	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0
法務省	8,001	3,431	6,543	19	160	88	336
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	2	2	2	0	2	0	2
検察庁	63	56	17	0	29	14	25
外務省	908	228	93	326	22	18	221
財務省	179	139	95	4	5	0	47
国税庁	1,191	935	860	1	20	12	703
文部科学省	367	107	243	0	0	5	12
文化庁	43	28	10	0	2	1	2
厚生労働省	3,897	3,486	3,482	1	3,169	11	290
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	810	452	406	1	0	18	33
農林水産省	69	58	40	1	0	2	14
林野庁	47	30	27	0	2	1	19
水産庁	9	5	7	0	0	0	1
経済産業省	192	113	151	5	5	3	10
資源エネルギー庁	207	64	158	3	56	0	3
特許庁	31	8	27	1	2	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	2,280	1,147	984	4	18	29	453
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	13	3	10	0	0	0	0
海上保安庁	38	31	10	2	17	0	6
海難審判庁	1	1	1	0	0	0	0
環境省	38	20	19	2	6	5	15
防衛省	313	114	19	248	24	10	38
防衛施設庁	74	50	15	10	9	1	31
会計検査院	45	28	11	0	0	17	28
計	19,456	10,971	13,561	648	3,660	259	2,473

8 存否応答拒否の内訳

(単位:件)

行政機関名	存否応答拒否						
	5条1号	5条2号	5条3号	5条4号	5条5号	5条6号	
内閣官房	3	0	0	3	0	2	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	4	3	1	0	0	0	0
宮内庁	2	2	0	0	0	0	0
公正取引委員会	2	0	1	0	0	0	2
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	2	2	0	0	1	0	0
金融庁	4	0	4	0	0	0	2
総務省	4	0	1	0	3	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0
法務省	64	60	2	0	2	0	3
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	2	0	0	1	2	0	2
検察庁	6	5	1	0	0	0	1
外務省	35	1	0	18	0	0	16
財務省	0	0	0	0	0	0	0
国税庁	6	0	4	0	0	0	5
文部科学省	1	1	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	45	31	23	1	1	0	3
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0	0	0
林野庁	1	0	1	0	0	0	0
水産庁	1	0	1	0	0	0	0
経済産業省	1	0	1	0	0	0	1
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	7	6	2	1	1	1	1
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0
環境省	2	2	0	0	0	0	0
防衛省	13	0	0	13	0	0	0
防衛施設庁	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0
計	205	113	42	37	10	3	36

9 不服申立ての新規申立て状況

(単位:件)

行政機関名	新規申立て件数											
	形態区分			内容区分								
	審査請求	異議申立て		不開示の決定に対する不服				開示する決定に対する不服		不作為	事案の移送・ 期限の延長	その他
				不開示情報に 該当	行政文書の不 存在	存否応答拒否	形式上の不備・ 権利の濫用	第三者から	開示請求者から			
内閣官房	6	6	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	3	3	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	34	34	0	4	28	0	2	0	0	0	0	0
宮内庁	7	0	7	1	0	1	0	0	0	5	0	0
公正取引委員会	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	3	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0
警察庁	12	1	11	10	0	2	0	0	0	0	0	0
金融庁	11	1	10	8	3	0	0	0	0	0	0	0
総務省	10	4	6	4	1	0	4	0	0	1	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	108	83	25	56	23	13	8	0	3	0	1	6
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	28	20	8	4	1	1	22	0	0	0	0	0
外務省	70	0	70	48	1	6	9	0	5	2	1	21
財務省	7	4	3	4	2	0	0	0	0	0	0	1
国税庁	50	49	1	7	0	3	0	0	40	0	0	0
文部科学省	7	0	7	7	2	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	87	51	36	52	16	16	6	0	87	2	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	7	7	0	5	1	0	0	0	1	0	0	0
農林水産省	12	0	12	1	0	1	0	10	0	0	0	0
林野庁	10	10	0	4	7	0	0	0	10	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	19	14	5	12	0	0	1	6	0	0	0	0
資源エネルギー庁	40	14	26	20	16	0	0	4	0	0	0	0
特許庁	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	46	27	19	26	10	0	0	2	8	0	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	8	1	7	8	0	0	0	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
防衛省	190	0	190	155	9	12	0	0	2	12	0	0
防衛施設庁	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
会計検査院	6	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
計	787	338	449	451	124	55	55	22	116	62	3	29

(注)

- 1 1件の開示決定等に対し、複数の不服申立てが行われているものがある。
- 2 複数の内容に該当する場合は、それぞれに計上している。このため、各内容に該当するものの計は、新規申立て件数と一致しない。

10 不服申立ての件数と処理状況

(単位:件)

行政機関名	処理すべき件数			処理済 (裁決・決定等により処理を終了した件数)	取下げ	処理中(次年度に持ち越し)			
	新規申立て件数	前年度からの持ち越し件数				処理方針、諮問の要否等検討中、諮問の準備中等	審査会に諮問中	答申後、裁決・決定の準備中	
内閣官房	35	6	29	1	0	34	17	2	15
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	23	3	20	20	0	3	0	3	0
内閣府	41	34	7	7	0	34	6	17	11
宮内庁	10	7	3	8	1	1	0	1	0
公正取引委員会	15	2	13	1	2	12	1	0	11
国家公安委員会	3	3	0	0	0	3	3	0	0
警察庁	25	12	13	6	0	19	10	3	6
金融庁	15	11	4	1	1	13	9	2	2
総務省	11	10	1	3	0	8	3	5	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	152	108	44	63	4	85	22	46	17
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	1	0	1	0	0	1	0	1	0
検察庁	44	28	16	16	2	26	21	5	0
外務省	230	70	160	60	0	170	66	55	49
財務省	13	7	6	7	0	6	0	6	0
国税庁	66	50	16	59	1	6	0	6	0
文部科学省	36	7	29	17	0	19	0	3	16
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	234	87	147	38	27	169	99	43	27
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	15	7	8	3	2	10	7	2	1
農林水産省	14	12	2	3	0	11	0	11	0
林野庁	14	10	4	4	0	10	8	2	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	65	19	46	36	0	29	9	20	0
資源エネルギー庁	65	40	25	6	0	59	33	13	13
特許庁	1	1	0	0	0	1	1	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	79	46	33	24	1	54	44	10	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	19	8	11	11	0	8	7	1	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	4	1	3	3	1	0	0	0	0
防衛省	380	190	190	199	0	181	36	113	32
防衛施設庁	2	2	0	0	0	2	1	1	0
会計検査院	10	6	4	6	0	4	0	4	0
計	1,622	787	835	602	42	978	403	375	200

11 不服申立てに対する裁決・決定等の状況

(単位:件)

行政機関名	裁決・決定等の件数	審査会に諮問をしないで裁決・決定等を行ったもの			審査会に諮問し、裁決・決定等を行ったもの						
		認容	却下	その他	棄却	認容	一部認容	その他	(参考)うち答申と異なる裁決・決定を行ったもの		
内閣官房	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	20	6	0	6	0	14	8	1	5	0	0
内閣府	7	0	0	0	0	7	6	0	1	0	0
宮内庁	8	5	0	0	5	3	1	0	2	0	2
公正取引委員会	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	6	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0
金融庁	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
総務省	3	2	1	0	1	1	0	0	1	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	63	12	3	8	1	51	43	1	7	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	16	1	0	1	0	15	6	0	9	0	0
外務省	60	4	1	3	0	56	25	2	28	1	0
財務省	7	1	0	1	0	6	6	0	0	0	0
国税庁	59	43	0	42	1	16	13	0	3	0	0
文部科学省	17	0	0	0	0	17	9	3	5	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	38	8	6	0	2	30	13	2	15	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	3	0	0	0	0	3	2	1	0	0	0
農林水産省	3	0	0	0	0	3	1	0	2	0	0
林野庁	4	0	0	0	0	4	3	0	1	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	36	0	0	0	0	36	33	0	3	0	0
資源エネルギー庁	6	0	0	0	0	6	4	0	2	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	24	1	0	1	0	23	20	0	3	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	11	0	0	0	0	11	11	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	3	0	0	0	0	3	2	0	1	0	0
防衛省	199	13	0	13	0	186	163	2	21	0	0
防衛施設庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	6	0	0	0	0	6	3	0	3	0	0
計	602	96	11	75	10	506	380	12	113	1	2

12 不服申立てを受けてから裁決・決定をするまでの期間

(単位:件)

行政機関名	裁決・決定等の件数	不服申立てを受けてから裁決・決定するまでの期間					
		90日以内	90日超 半年以内	半年超 9ヶ月以内	9ヶ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超
内閣官房	1	0	0	0	1	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0
人事院	20	0	0	0	1	19	0
内閣府	7	0	0	0	2	2	3
宮内庁	8	5	0	0	0	1	2
公正取引委員会	1	0	0	0	0	1	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	6	1	0	0	3	2	0
金融庁	1	0	0	1	0	0	0
総務省	3	2	1	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0
法務省	63	9	20	4	14	12	4
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	16	1	3	0	2	1	9
外務省	60	3	9	7	1	7	33
財務省	7	1	1	1	2	1	1
国税庁	59	43	10	3	3	0	0
文部科学省	17	0	1	4	6	5	1
文化庁	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	38	3	1	2	4	17	11
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	3	0	0	1	2	0	0
農林水産省	3	0	0	1	2	0	0
林野庁	4	0	2	1	0	1	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	36	0	3	5	18	10	0
資源エネルギー庁	6	0	0	0	4	1	1
特許庁	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	24	1	1	8	4	7	3
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	11	0	8	0	1	2	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0
環境省	3	0	0	0	2	1	0
防衛省	199	16	75	21	18	49	20
防衛施設庁	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	6	0	0	0	2	4	0
計	602	85	135	59	92	143	88

13 不服申立てを受けてから諮問をするまでの期間

(単位:件)

行政機関名	18年度に審査会に諮問した件数				処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等			
	不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までの日数				不服申立てを受けてからの経過日数			
	30日以内	30日超 90日以内	90日超		30日以内	30日超 90日以内	90日超	
内閣官房	3	2	1	0	17	1	0	16
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	3	0	3	0	0	0	0	0
内閣府	28	0	28	0	6	2	3	1
宮内庁	1	1	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	1	0	1	0
国家公安委員会	0	0	0	0	3	0	3	0
警察庁	4	2	2	0	10	1	7	2
金融庁	5	1	2	2	9	6	3	0
総務省	6	2	4	0	3	2	1	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	85	17	59	9	22	2	8	12
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	8	2	6	0	21	0	21	0
外務省	63	2	25	36	66	6	8	52
財務省	6	3	3	0	0	0	0	0
国税庁	10	2	8	0	0	0	0	0
文部科学省	9	0	9	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	53	5	16	32	99	10	6	83
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	0	0	0	0	7	0	2	5
農林水産省	13	0	13	0	0	0	0	0
林野庁	4	0	4	0	8	3	5	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	12	0	11	1	9	7	1	1
資源エネルギー庁	8	0	6	2	33	20	2	11
特許庁	0	0	0	0	1	0	1	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	14	0	9	5	44	5	9	30
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	9	0	9	0	7	0	7	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	162	54	92	16	36	25	10	1
防衛施設庁	1	1	0	0	1	1	0	0
会計検査院	6	5	1	0	0	0	0	0
計	513	99	311	103	403	91	98	214

14 答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間

(単位:件)

行政機関名	審査会に諮問して裁決・決定を行ったもの				審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中			
	審査会の答申を受けてから裁決・決定した日までの日数				答申を受けてからの経過日数			
	30日以内	30日超 60日以内	60日超		30日以内	30日超 60日以内	60日超	
内閣官房	1	1	0	0	15	1	0	14
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	14	6	8	0	0	0	0	0
内閣府	7	7	0	0	11	11	0	0
宮内庁	3	0	1	2	0	0	0	0
公正取引委員会	1	0	1	0	11	11	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	6	5	1	0	6	0	0	6
金融庁	1	1	0	0	2	2	0	0
総務省	1	1	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	51	45	2	4	17	16	0	1
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	15	6	9	0	0	0	0	0
外務省	56	14	13	29	49	1	5	43
財務省	6	6	0	0	0	0	0	0
国税庁	16	14	2	0	0	0	0	0
文部科学省	17	4	12	1	16	16	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	30	13	4	13	27	10	1	16
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	3	0	0	3	1	1	0	0
農林水産省	3	2	1	0	0	0	0	0
林野庁	4	3	1	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	36	6	21	9	0	0	0	0
資源エネルギー庁	6	0	6	0	13	1	1	11
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	23	23	0	0	0	0	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	11	10	1	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	3	3	0	0	0	0	0	0
防衛省	186	154	28	4	32	30	1	1
防衛施設庁	0	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	6	6	0	0	0	0	0	0
計	506	330	111	65	200	100	8	92

15 審査会における審査状況

(単位:件)

行政機関名	新規諮問件数	前年度 繰越し件数	答申件数	諮問庁の判断は	諮問庁の判断は	諮問庁の判断	取下げ件数	未済件数
				妥当でないとし たもの	一部妥当でない としたもの	は妥当であると したもの		
内閣官房(安全保障会議等を含む。)	3	3	5	0	0	5	0	1
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	3	18	12	1	4	7	6	3
内閣府	28	6	16	0	1	15	0	18
宮内庁	1	1	1	0	0	1	0	1
公正取引委員会	0	2	2	0	2	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	4	3	4	0	1	3	0	3
金融庁	5	1	3	0	2	1	1	2
総務省	6	0	1	0	1	0	0	5
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	85	26	65	2	6	57	3	43
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	1	0	0	0	0	0	1
検察庁	8	3	6	0	0	6	0	5
外務省	63	38	48	1	21	26	1	52
財務省	6	4	4	0	0	4	0	6
国税庁	10	6	10	0	1	9	0	6
文部科学省	6	10	14	2	4	8	0	2
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	42	37	46	3	21	22	1	32
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	0	6	4	1	1	2	0	2
農林水産省	13	1	3	0	1	2	0	11
林野庁	4	1	3	0	0	3	0	2
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	11	35	27	0	2	25	1	18
資源エネルギー庁	8	15	12	0	2	10	0	11
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	14	9	13	0	1	12	0	10
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	9	3	11	0	0	11	0	1
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	3	3	0	1	2	0	0
防衛省	170	142	199	4	14	181	1	112
防衛施設庁	1	0	0	0	0	0	0	1
小計 (内閣府審査会関係)	500	374	512	14	86	412	14	348
会計検査院 (会計審査院審査会関係)	6	4	6	0	3	3	0	4
計	506	378	518	14	89	415	14	352

(注)

- 1 答申は、平成18年度中に行われたものであり、前年度までに諮問された事案に対するものを含む。また、中間答申は本表の答申件数に含めていない。
- 2 1件の諮問に対し分離して複数の答申を行っているもの、複数の諮問に対し1件に併合して答申しているものがあるが、本表では諮問件数に対応した件数で計上している。

16 情報公開に関する訴訟の状況

(単位:件)

行政機関名	第1審(地方裁判所)					控訴審(高等裁判所)					上告審(最高裁判所)					
	新規提訴		前年度から係属	判決	取下げ	審理中(次年度に持ち越し)	新規控訴	前年度から係属	判決	取下げ	審理中(次年度に持ち越し)	新規上告	前年度から係属	判決	取下げ	審理中(次年度に持ち越し)
	うち 特定管轄 裁判所															
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	3	0	0	0	0	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	3	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	1	1	3	2	0	2	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	1	0	8	6	0	3	2	0	1	0	1	1	2	1	0	2
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
検察庁	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	3	4	0	0
外務省	2	0	2	1	0	3	2	1	1	0	2	0	1	1	0	0
財務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国税庁	2	0	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	3	0	1	1	0	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	3	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	4	3	0	1	2	0	0	0	2	0	1	1	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	2	1	2	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛施設庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	22	4	24	17	0	29	8	4	6	0	6	2	12	11	0	3

17 開示実施手数料の減免の状況

(単位:件)

行政機関名	施行令第14条第1項による減免の申請件数					施行令第14条第4項による減免の件数
	減免を認めたもの		減免を認めなかったもの	審査中	取下げ	
	生活保護	その他				
内閣官房	0	0	0	0	0	0
行政改革推進本部	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0
宮内庁	1	0	1	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0
警察庁	0	0	0	0	0	0
金融庁	1	0	0	0	0	1
総務省	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0
法務省	11	0	7	2	2	4
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0
検察庁	0	0	0	0	0	0
外務省	1	0	0	1	0	0
財務省	0	0	0	0	0	0
国税庁	0	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	0	0	0	0	0
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0
社会保険庁	0	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	0	0	0	0	0	0
国土交通省	0	0	0	0	0	0
船員労働委員会	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0
防衛省	0	0	0	0	0	0
防衛施設庁	0	0	0	0	0	0
会計検査院	0	0	0	0	0	0
計	14	0	8	3	2	4

○ 延長手続を採っておらず、30日以内に開示決定等がされなかったもの(資料2)

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
人事院	平成10年度から14年度までの気象大学校学生採用試験の教養試験、学科試験(多枝選択式)の試験問題及びこれらの正答位置表	H18.5.17	H18.6.16	H18.6.23	7	開示決定等の処理に係る事務手続き上の不備があったため。
	平成17年度気象大学校学生採用試験の教養試験、学科試験(多枝選択式)の試験問題及びこれらの正答位置表並びに学科試験(記述式)及び作文試験の試験問題	H18.5.17	H18.6.16	H18.6.23	7	同上
	平成10年度から17年度までの海上保安大学校学生採用試験の教養試験、学科試験(多枝選択式)の試験問題及びこれらの正答位置表並びに学科試験(記述式)及び作文試験の試験問題	H18.5.17	H18.6.16	H18.6.23	7	同上
	国家公務員採用I種試験のうち、平成13年度から15年度までの理工Ⅲ区分の専門試験(多枝選択式)の試験問題のうち必須問題、地球物理学、地質学の問題及びこれらの正答位置表並びに平成13年度から17年度までの理工Ⅲ区分の専門試験(記述式)の試験問題のうち地球物理学、地質学の問題	H18.5.18	H18.6.19	H18.6.23	4	同上
	平成13年度から17年度(平成16年度を除く。)までの国家公務員採用I種試験の理工I区分の専門試験(多枝選択式)の試験問題及びこれらの正答位置表並びに総合試験及び理工I区分の専門試験(記述式)の試験問題	H18.5.18	H18.6.19	H18.6.23	4	同上

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
人事院	国家公務員採用Ⅰ種試験のうち、平成13年度から18年度までの教養試験、理工Ⅳ区分の専門試験(多枝選択式)の試験問題及びこれらの正答位置表並びに平成13年度から17年度までの総合試験、理工Ⅳ区分の専門試験(記述式)の試験問題	H18.5.18	H18.6.19	H18.6.23	4	同上
	平成16年度の国家公務員採用Ⅰ種試験の専門試験(多枝選択式)の試験問題及びこの正答位置表並びに総合試験及び理工Ⅲ区分の専門試験(記述式)の試験問題	H18.5.17	H18.6.16	H18.6.23	7	同上
	平成16年度国家公務員採用Ⅱ種試験の物理区分の専門試験(多枝選択式)の試験問題及びこの正答位置表並びに専門試験(記述式)の試験問題	H18.5.17	H18.6.16	H18.6.23	7	同上
	平成13年度から17年度までの海上保安学校学生採用試験の教養試験、学科試験(多枝選択式)の試験問題及びこれらの正答位置表並びに作文試験の試験問題	H18.5.17	H18.6.16	H18.6.23	7	同上
	平成13年度から16年度までの国家公務員採用Ⅰ種試験の農学Ⅲ区分の専門試験(多枝選択式)の試験問題及びこれらの正答位置表並びに専門試験(記述式)の試験問題	H18.5.18	H18.6.19	H18.6.23	4	同上
	平成12年度から16年度までの国家公務員採用Ⅱ種試験の林学区分の専門試験(多枝選択式)の試験問題及びこれらの正答位置表並びに専門試験(記述式)の試験問題	H18.5.18	H18.6.19	H18.6.23	4	同上

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
人事院	平成17年度国家公務員採用Ⅰ種試験の総合試験、行政、法律、経済、人間科学Ⅰ～Ⅱ、理工Ⅰ～Ⅳ、農学Ⅰ～Ⅳの各区分の専門試験(記述式)の試験問題	H18.5.17	H18.6.16	H18.6.23	7	同上
総務省	地方財政状況調査のデータ【27件】	H18.8.21	H18.9.20	H18.9.26	6	開示決定等の処理に係る事務手続き上の不備があったため。
外務省	2003(平成15)年9月16日から18日にかけて、日本の企業が中国広東省珠海市で行ったとされる集団買春事件について、2003(平成15)年10月5日、広東省政府から広州日本総領事館に対して行われた調査結果(捜査結果)についての回答文書又は記録(他、計4件)	H18.2.17	H18.3.19	H18.4.13	25	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	外務省からの各種法人への出向者数及び出向先法人名が分かる文書	H18.3.6	H18.4.5	H18.4.13	8	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため。
	1971年11月24日付『日本経済新聞』の報道にあるように、1971年7月(ニクソンショック以降)から11月の間、「覚書貿易事務所北京連絡事務所」に派遣される予定であった前ベトナム大使館一等書記官藤田公郎氏が外務省を「退職」した後に北京に赴任するよう中国側が要求したことは事実か否かを、確認できる行政文書	H18.3.2	H18.4.1	H18.5.2	31	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
外務省	1970年4月20日付各紙朝刊が報道している「外務省筋による非公式見解」に関し、(1)この非公式見解が出されるにあたって、外務省内でどのような議論がなされたか (2)この非公式見解に込められた外務省の意図は何か 以上の2点が分かる行政文書	H18.3.15	H18.4.14	H18.5.31	47	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	1960年の日米修交百周年記念行事、特に歌舞伎米国公演に関する行政文書	H18.4.6	H18.5.6	H18.9.1	118	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	1967年11月14日にワシントンで行われた、佐藤首相とマクナマラ国防長官の会談記録、及び11月15日に同じくワシントンで行われた佐藤首相とラスク國務長官の会談記録	H18.4.20	H18.5.20	H18.7.28	69	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	本邦対アジア地域経済技術協力関係 東南アジア経済協力問題研究会(昭和29年)作成(取得)時期:1954年1月1日	H18.5.15	H18.6.14	H18.7.19	35	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要したため。
	アジア経済懇談会関係一件 議事録 作成(取得)時期:1953年1月1日	H18.5.15	H18.6.14	H18.7.19	35	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
外務省	東南アジア開発閣僚会議関係 第3巻 作成(取得)時期1973年10月1日	H18.6.13	H18.7.13	H18.8.23	41	開示請求後の平成18年6月以降、東ティモール政情は混迷を極め、アルカティリ東ティモール首相が国内の武力衝突を扇動したとして退陣に追い込まれるなどの事態に対応するため予想以上に多量の業務が生じ、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	飲酒運転で人身事故を起こした外務省職員が現在某国大使に任命され勤務している旨の報道について某大使の実名と事故の日時、事故の詳細及び外務省の処罰の内容、加えて処罰を命じた時の大臣と事務次官の実名	H18.6.8	H18.7.14	H18.7.19	5	業務繁忙期であり、また、当初予定したよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外に時間を要したため。
	1963年9月12日の午後2時から首相官邸で行われた外交案件についての協議の議事録	H18.6.13	H18.7.13	H18.7.21	8	開示請求受付後、カーペンター豪州西オーストラリア州首相の訪日、第4回日豪会議、日豪1.5トラック会合、日豪社会保障協定第3回交渉等業務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	1969年9月13日に下田駐米大使が外務大臣宛で送付した公電(総番号40621、9月13日下田大使発外務大臣宛、第2864号)	H18.6.30	H18.8.10	H19.3.19	221	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	「官邸への報告」(「在上海総領事館の館員の死亡」)(他、計3件)	H18.7.11	H18.8.10	H18.8.14	4	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
外務省	記者クラブ配付資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないものの全て。*対象期間06年5月1日～7月末日	H18.8.9	H18.9.8	H19.3.29	202	「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全う」という情報公開法の目的を踏まえ、国民への正確かつ適切な情報公開に努めるべく、大量の文書を広範囲の課室と協議し、個人等に関する重要な情報が含まれている文書については慎重な審査を行ったところ、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
	2006年8月17日からの皇太子一家のオランダ訪問に関わる費用が分かる一切の文書	H18.8.10	H18.9.9	H18.10.2	23	同時期に処理すべき開示請求が多数重なったことにより、開示請求処理に予想外に時間を要したため。
	1990年2月12～13日にかけて未承認政府であるヘン・サムリン政権(プノンペン政府)治下のカンボジアへ訪問した際の記録	H18.8.23	H18.9.22	H18.11.7	46	開示請求受付後、急遽要人訪日が決まり、当初予想しなかった業務が繁忙であったため。
	1990年5月にタイのチャワリット副首相が提案したカンボジア和平案、いわゆる「チャワリット・プラン」。この「チャワリット・プラン」の5月26日にはバンコクで、6月2日には東京で河野雅治南東アジア第一課長、川島アジア局審議官、チャチャイ首相顧問団による修正(追加)案	H18.8.23	H18.9.22	H18.10.31	39	開示請求受付後、急遽要人訪日が決まり、当初予想しなかった業務が繁忙であったため。
	1989年9月29日、ASEAN外相との朝食会の際に米のベーカー国務長官がカンボジア問題に対する提案(ベーカー・イニシアティブ)をしたが、この提案に対してアジア局が考えた和平案	H18.8.23	H18.9.22	H18.11.1	40	開示請求受付後、急遽要人訪日が決まり、当初予想しなかった業務が繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
外務省	1990年4月5～9日頃にカンボジアのシハヌーク殿下によって発表されたカンボジア和平のための「九項目提案」。また、その提案に対する日本の反応がわかる文書	H18.8.24	H18.9.23	H18.11.8	46	開示請求受付後、急遽要人訪日が決まり、当初予想しなかった業務が繁忙であったため。
	「本件懇談会終了後も懇談会の目的を達成するための調査・研究・検討」(平成17年(行情)諮問第638号に関する補充理由説明書)に関して今後取るべき施策の内容をまとめた文書の全て	H18.8.10	H18.9.9	H18.9.20	11	関係課室において同時期に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、不服申立に係る事案の処理以外の事務やその他通常の業務が著しく繁忙であったため。
	記者クラブ配布資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないものの全て。 * 対象期間06年8月1日～9月末日	H18.10.10	H18.11.9	H19.3.30	141	「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全う」という情報公開法の目的を踏まえ、国民への正確かつ適切な情報公開に努めるべく、大量の文書を広範囲の課室と協議し、個人等に関する重要な情報が含まれている文書については慎重な審査を行ったところ、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
	中国における遺棄化学兵器の状況に関する調査報告書 吉林省敦化市及び河南省信陽市における現地調査(平成16年7、8月)	H18.10.16	H18.11.15	H18.12.1	16	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	在フィリピン日本大使館における査証申請につき、代理人(accredited agencies)を認めるに至るまでに、同制度に係り同大使館・本省内で作成された書類一式	H18.11.17	H18.12.17	H18.12.21	4	当初、想定した以上に決裁及び確認作業に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
外務省	日中安保対話(第1回～第10回)の記録・記者ブリーフ、記者会見の質疑応答内容(第9回は除く)	H18.12.13	H19.1.12	H19.3.22	69	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。
	1959年4月の皇太子(現・天皇)御成婚の対外報道に関する資料。とくに情報文化局が編集し在外公館に送った記録映画について、その内容、映画作成の決定過程、それへの外国での反応についての資料	H18.12.25	H19.1.24	H19.1.30	6	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、開示請求の対象となるか否かの調査及び開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	大使と外務省職員の人事に関し、国会議員及びその秘書と称する人物が外務省に対して意見、要望、紹介、照会した内容に関する文書全般(平成17年度、平成18年度分)	H19.1.11	H19.2.12	H19.2.20	8	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、開示請求の対象となるか否かの調査に予想外の時間を要したため。
	1966年1月7日に行われた、佐藤栄作首相と米国のハリマン特使との詳細な会談録	H19.2.1	H19.3.3	H19.3.19	16	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	1973年6月 東南アジア諸国における反日問題について各国駐在館員による会議議事録や関係する電報など	H19.2.2	H19.3.4	H19.3.30	26	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要したため。
	1962年5月9日付の日本・キプロス外交関係樹立の日付や方式を記した行政文書	H19.2.5	H19.3.14	H19.3.28	14	文書特定に時間がかかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
外務省	1972年10月愛知前外相のクアラルンプル、シンガポール、ジャカルタ、マニラ、バンコク訪問の準備資料及び訪問先での討議内容がわかる資料	H19.2.14	H19.3.16	H19.3.28	12	開示請求後の平成19年3月、ナジブ・マレーシア副首相訪日準備、リー・シンガポール首相訪日準備、日マレーシアEPA小委員会開催、日ブルネイEPA交渉等で多忙を極めていたが、特にナジブ副首相の訪日準備に当初予想していた以上の時間を要したため、開示請求処理に予想外の時間を要したため(ナジブ副首相の日程等が直前まで確定しなかったため、その準備に予想以上の時間を要した。)
社会保険庁	県内の保険医療機関一覧	H18.10.5	H18.11.6	H18.11.7	1	所管業務が繁忙であったため。
	未統合の年金手帳記号番号に係る会議の議事録及び資料	H18.9.6	H18.10.6	H18.10.23	17	対象文書の特定に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	高額療養費、出産手当金貸付事業にかかる貸付件数・貸付金額等が分かる文書	H19.1.18	H19.2.16	H19.3.20	32	対象文書の特定に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	健康保険料、厚生年金保険料、国民年金保険料に係る不納欠損件数等が分かる文書	H19.1.18	H19.2.16	H19.3.20	32	対象文書の特定に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。

○ 延長手続を採って、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料3)

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	国連海洋法条約に基づき、日本が韓国近海で海洋調査を実施するに当たり、韓国に事前申請した書類一式及び韓国側の回答(2000年以降)	H17.11.2	H18.1.1	H18.7.6	186	北朝鮮による弾道ミサイル発射、核実験実施発表に対する対応や六者会合への対応等当初予想し得なかった事務の増加により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	昭和48年10月(モスクワ・クレムリン宮殿) 田中・ブレジネフ会談の記録	H18.1.26	H18.3.27	H18.5.19	53	開示請求に係る行政文書の開示・不開示の審査に慎重な判断が求められ、かつ、他の事務が繁忙であったため。また、同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため。
	記者クラブ配布資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないものの全て(対象期間06年1月1日～4月末日)	H18.5.8	H18.7.7	H19.3.29	265	「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全う」という情報公開法の目的を踏まえ、国民への正確かつ適切な情報公開に努めるべく、大量の文書を広範囲の課室と協議し、個人等に関する重要な情報が含まれている文書については慎重な審査を行ったところ、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
	米国立公文書館が所蔵する別添の米国政府作成の公文書である“OKINAWA REVERSION - FINANCIAL ARRANGEMENTS”に明記されている沖縄返還に伴う財政措置に関する日米両政府間の4項目の合意事項	H18.5.2	H18.7.1	H18.9.14	75	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	「対中政策」(分類:経済協力一国別開発協力1-各国 作成(取得)時期:2000年4月6日ファイル中の文書	H18.6.13	H18.8.12	H18.8.28	16	開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、それらが開示請求の対象となるか否かの調査、対象行政文書の開示・不開示の審査等に慎重な判断が求められ、また、省内協議に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	1954年(昭和29年)のラストボロフ事件との関係がある文書	H18.8.8	H18.10.7	H19.3.9	153	開示請求に係る行政文書の開示・不開示の審査に慎重な判断が求められ、かつ、他の事務が繁忙であったため。また、開示請求受付後、北方四島周辺水域における日本漁船銃撃・拿捕事件を始めとする当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	1990年2月21日に開催された第6回シハヌーク、フンセン会談(バンコク)の記録。また、日本がこの会議をどう見ていたのかわかる文書	H18.8.23	H18.10.22	H18.10.31	9	開示請求受付後、急遽要人訪日が決まり、当初予想しなかった業務が繁忙であったため。
	1974年1月9日～10日の田中角栄総理のタイ訪問時の反日運動に関する背景、見通しなどを示す資料	H18.8.23	H18.10.22	H18.12.11	50	開示請求受付後、タイの政変等による当初予想しなかった業務が繁忙であったため。
	1974年1月10日 バンコクにおける田中角栄総理とタイの学生代表との意見交換の議事録及び日本外務省の所見がわかる資料	H18.8.23	H18.10.22	H18.12.15	54	開示請求受付後、タイの政変等による当初予想しなかった業務が繁忙であったため。
	1990年6月4、5日に開催された「第7回シハヌーク、フンセン会談」(東京)の全体会議の様子がわかる文書(6/4 AM9:00～開会、6/5 PM19:00～閉会)(中山外務大臣の挨拶や出席者の座席位置など)	H18.8.24	H18.10.23	H18.10.31	8	開示請求受付後、急遽要人訪日が決まり、当初予想しなかった業務が繁忙であったため。
	外務省が設宴などでワインを使用する際、その基準を定めた文書	H18.9.19	H18.11.18	H18.12.15	27	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	1986年10月、OECDの援助に関する取り決めのさいにアメリカのレーガン大統領(当時)が日本の中曽根総理に送ったとされる文書	H18.9.20	H18.11.19	H19.2.15	88	請求内容中「OECDの援助に関する取り決め」の内容が明確でなく、又、請求者に問い合わせでも特定されなかった結果、全省的に1986年前後の相当大量の文書を探索の対象とせざるを得なかったため。
	日米政策企画協議 議事録 1971年5月19日	H18.9.22	H18.11.13	H19.3.30	137	開示等決定に係る省内決裁に予想以上に時間を要したため。
	「ポップカルチャーの活用に関する在外公館のアイデアについて」の作成の基となった原資料	H18.12.5	H19.2.3	H19.3.27	52	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、特定の個人又は法人に関する情報、他国との信頼関係に係る情報、国の機関が行う事務に関する情報であり、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が数多く含まれており、対象文書の審査に時間を要したため。
	記者クラブ配付資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て。 * 対象期間06年10月1日～12月末日	H19.1.16	H19.3.17	H19.3.30	13	「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全う」という情報公開法の目的を踏まえ、国民への正確かつ適切な情報公開に努めるべく、大量の文書を広範囲の課室と協議し、個人等に関する重要な情報が含まれている文書については慎重な審査を行ったところ、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
厚生労働省	特定保健用食品「ファイバーパーラーフルーツミックス」の表示許可申請書及び審査申請書類	H18.2.27	H18.4.16	H18.5.2	16	対象となる行政文書の第三者意見照会に予想外の時間を要したため。

○ 法第11条を適用し、通知した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料4)

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
宮内庁	侍従職事務日誌(昭和25年度)	H14.6.10	H15.7.7	H19.3.29	1361	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。
外務省	国連代表権問題/中共[作成(取得)時期]1971年04月23日 の文書の中から、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの、3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析(他、計3件)	H15.1.6	H16.4.20	H19.3.30	1074	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	国連代表権問題/中共[作成(取得)時期]1970年09月10日 の文書の中で、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの、3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15.1.7	H16.12.20	H19.1.16	757	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要したため。
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引条約(ワシントン条約)1973年11月16日 以上の文書のうち、国連公式文書で一般公開文書を除くもの	H15.5.16	H18.1.31	H18.12.28	331	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定に係る省内外協議に予想外の時間を要したため。
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引条約(ワシントン条約)1973年02月24日 以上の文書のうち、国連公式文書で一般公開文書を除くもの	H15.5.16	H18.1.31	H19.1.18	352	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定に係る省内外協議に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引条約(ワシントン条約)／批准、審議、経過 1973年03月02日以上の文書のうち、国連公式文書で一般公開文書を除くもの	H15.5.16	H18.1.31	H18.4.12	71	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定に係る省内外協議に予想外の時間を要したため。
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引条約(ワシントン条約) 1973年03月03日 以上の文書のうち、国連公式文書で一般公開文書を除くもの	H15.5.16	H18.1.31	H19.3.30	423	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定に係る省内外協議に予想外の時間を要したため。
	日・中華民国関係 1970年12月01日 1. 日本政府の対台湾政府の内容がわかる政策文書、又は日本政府内部の討議などがわかる文書、メモ。2. 日本側当局者(外交官のみならず、自民党関係者も含む)と台湾政府関係者との接触の記録 3. 台湾の在日大使館から本省宛の電報や報告	H16.6.3	H18.7.3	H18.10.16	105	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	日・中華民国関係 1972年08月21日 1. 日本政府の対台湾政府の内容がわかる政策文書、または日本政府内部の討議などがわかる文書、メモ。2. 日本側当局者(外交官のみならず、自民党関係者も含む)と台湾政府関係者との接触の記録 3. 台湾の在日大使館から本省宛の電報や報告	H16.6.3	H18.7.3	H18.8.2	30	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	沖縄政治 1979年02月01日作成	H16.7.5	H18.8.4	H18.8.17	13	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	沖縄復帰一般／資料 1968年01月31日作成	H16.7.5	H18.8.4	H18.9.1	28	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	沖縄問題(1969年11月～) 1969年11月25日作成	H16.7.5	H18.8.4	H18.9.4	31	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	沖縄問題(1968年1月～) 1968年01月31日作成	H16.7.5	H18.8.4	H18.10.4	61	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	沖縄の施政権返還に係る1972年1月、米国サンクレメントにおける福田赳夫外務大臣－ロジャース米国务長官会談の議事録もしくはその会談に関する一切の資料	H16.7.7	H16.11.8	H18.4.14	522	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	韓国在住もしくは日本在住の韓国籍の原爆被爆者に関する文書(他、計2件)	H16.11.11	H17.12.12	H18.5.8	147	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	1974年3月14日に再開された日中航空交渉に関する記録	H16.11.30	H17.10.31	H18.4.26	177	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	カーレル・ドールマン号事件(C 2.4.0.2-5-1)(西イリアン問題一件(A'-0379)、000-1241に記載有)	H16.12.15	H17.4.14	H18.11.17	582	開示請求受付後、愛・地球博の開催をはじめとして様々な案件による要人往来で多忙を極め(直近の06年4、5月前半では、総理と外務大臣の外遊先に西欧課所管国が含まれていた(総理:スウェーデン、大臣:ベルギー、リトアニア))当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	作成時期:1957年5月から1957年6月までの間 米国の沖縄統治の基本方針を謳った米大統領行政命令に関する文書(例えば、1957年5月中旬に行われた岸・マッカーサー会談など)	H17.2.3	H19.2.13	H19.3.14	29	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	作成時期:1958年5月から1958年9月までの間 沖縄における通貨切り替え問題に関する文書	H17.2.3	H19.2.13	H19.2.16	3	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	1.わが国が戦後半世紀も経ってから「中国における旧日本軍遺棄化学兵器処理事業」を突然に決定実施することになった明確な理由・根拠、並びにその発端から決定時点までの日中外交折衝の経緯・内容が分かる文書。2.そもそも当該「遺棄化学兵器」は、本当は一体誰が捨てたのか-敗戦時に日本軍なのか、停戦武装解除で日本軍の武器弾薬一式を入手以後にソ連軍・中共軍・あるいは一部については国府軍なのか-についての可能な限りの実情調査(真相究明)が当然綿密に実施された結果の決定と考えられるが、もしそうであれば、その調査結果内容が分かる文書	H17.2.23	H17.9.26	H18.5.18	234	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	「日米政策企画協議」(1972年6月14日作成)内の文書で、協議の議事録と事後評価、事前ペーパー(他、計6件)	H17.3.2	H17.10.31	H18.4.7	158	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、かつ内容も多岐にわたるため、対象文書の審査に時間を要したため。
	アジア地域-在濟州総領事館-対韓国文化活動 ファイル名:日本海呼称問題内の資料すべて(但し日本語文書のみ)	H17.4.26	H17.12.26	H18.7.21	207	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	文化交流政策 アジア地域-在大韓民国大使館-文化交流 2000年01月01日	H17.6.9	H17.12.28	H18.4.13	106	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、公表しないことを前提とした個人名、団体名、他国との協議の内容、現在外務省が使用している電信システムに関する情報が非常に多く含まれており、対象文書の審査に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	国際交流基金ソウル日本文化センター 1999年05月11日	H17.6.9	H17.12.28	H18.4.3	96	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、特定の個人又は法人に関する情報、国の機関が行う事務に関する情報、他国との信頼関係に係る情報が非常に多く含まれており、対象文書の審査に時間を要したため。
	平成15年度歳出(支出関係/総括)(手引き・マニュアル)	H17.7.19	H17.11.18	H18.6.30	224	我が国在外公館の会計事務に関する具体的な情報が含まれており、当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
	在外公館用会計事務の手引き	H17.7.19	H18.1.31	H18.6.30	150	我が国在外公館の会計事務に関する具体的な情報が含まれており、当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
	総括(会計事務の手引き)	H17.7.19	H18.3.31	H18.6.30	91	我が国在外公館の会計事務に関する具体的な情報が含まれており、当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題一件 1950年07月01日作成のファイル中1. 日本政府の国連中国代表権問題に対する政策決定過程がわかる文書、2. 中国代表権問題をめぐり日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの、3. 日本の対中国政策の政策内容や方針がわかる文書(他、計6件)	H17.8.8	H19.1.4	H19.3.30	85	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内合議に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	平成15年(行情)諮問第585号(7月28日)平成17年度(行情)答申第203号(7月26日)審査会で一部開示決定が行われた北朝鮮帰還事業に関する文書全て	H17.11.4	H18.6.2	H18.7.4	32	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	外交及び行政資料の作成、分類、処理及び他の業務手続きなどのための諸マニュアル	H17.11.21	H18.2.20	H18.4.27	66	開示請求の対象となっている行政文書の特定に時間を要し、かつ、当初予定していたよりも開示・不開示の判断を慎重に行う必要性が判明し、また協議先の課室も複数にのぼり、予想以上に処理に時間がかかった。
	昭和30年代(ソ連のフルシチョフ期)の日ソ文化交流に関する行政文書。特に(1)1957年(昭和32年)8月のポリショイ・バレエ団の訪日(2)1961年(昭和36年)7月の歌舞伎座の訪ソ	H17.12.7	H18.3.6	H18.6.6	92	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、個人に関する情報、公にすることにより他国との信頼関係を損ねるおそれ及び公共の安全と秩序の維持に支障をきたすおそれのある情報を非常に多く含んでおり、対象文書の審査に時間を要したため。
	中共地区邦人引揚関係、引揚打合代表団派遣関係、第三巻、K'7-1-3-1-2の中、(10)代表団の北京に於ける中共側代表との会談関係の中、(6)代表団の北京に於ける活動等に関する工藤代表内話の件	H17.12.13	H18.3.13	H19.3.6	358	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。対象となっている行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	中国における遺棄化学兵器に関する調査報告書(第1回調査から最新のものまですべて。別冊等を含める。)。第15回現地調査(2000年4月)の報告書	H17.12.8	H19.1.16	H19.3.7	50	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	中国における遺棄化学兵器に関する調査報告書(第1回調査から最新のものまですべて。別冊等を含める。)。第16回現地調査(2001年2～3月)の報告書(他、計4件)	H17.12.8	H19.1.16	H19.3.22	65	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	戦後処理、作成(取得)時期:1947年7月1日	H18.1.13	H19.2.13	H19.2.16	3	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	戦後処理、作成(取得)時期:1952年1月1日	H18.1.13	H19.2.13	H19.3.23	38	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	戦後処理、作成(取得)時期:1952年6月20日	H18.1.13	H19.2.13	H19.2.28	15	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	国家公務員法以外に基づく人事処分について定めた外務省の内部規定	H18.2.9	H18.9.11	H18.12.15	95	対象文書が複数のファイルに保存されており、検索対象ファイルが大量になる他、対象となる文書も大量であったことから、審査に多大な時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	平成元年以降、国家公務員法以外に基づく人事処分について本人に到達した文書	H18.2.9	H18.9.11	H18.11.27	77	対象文書が複数のファイルに保存されており、検索対象ファイルが大量になる他、対象となる文書も大量であったことから、審査に多大な時間を要したため。
	韓国の公的為替レートと、韓国で両替による為替の価格の実体について記載してある文書	H18.2.13	H18.5.15	H18.6.28	44	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	在外公館の美術品リストのうち最新のもの	H18.2.28	H18.9.1	H19.1.19	140	我が国在外公館の会計事務に関する具体的な情報が含まれており、当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
	1956年5月9日締結された日比賠償協定に含まれている「VI公共事業諸計画 9道路及び橋りょう建設用設備及び資材」の対象となった全ての実施プロジェクトに関する概要(プロジェクト名、工事場所、工事工期、役務及び生産物の供与を行った法人名等開示可能な範囲の情報)	H18.3.3	H18.6.2	H18.6.28	26	延長期限直前の時期には、東ティモール治安情勢の急速な悪化及びジャワ島中部地震等の発生により予想以上に多量の業務が生じ、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	1966年2月28日駐日ガーナ臨時代理大使から日本外相宛発出された承認要請に関する書簡、1966年3月8日日本外相から駐日ガーナ臨時代理大使宛発出された承認通告に関する書簡の原文及び和訳並びに感謝電報等反応公文書があればその件文及び和訳(他、計4件)	H18.3.6	H18.10.4	H18.10.12	8	開示請求対象文書の探索及び開示等決定に係る省内合議決裁に予想外の時間を要したため。また、当初予測し得なかった政府要人の往来等の事務の繁忙により予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	1961年4月15日までに交換された日本・コートジボワール外交関係樹立に関する公文書の原文及び和訳(口頭の合意の場合それを示す行政文書)(他、計11件)	H18.3.6	H18.10.4	H18.11.27	54	開示請求対象文書の探索及び開示等決定に係る省内合議決裁に予想外の時間を要したため。また、当初予測し得なかった政府要人の往来等の事務の繁忙により予想外の時間を要したため。
	1961年12月6日までに交換された日本・チャド外交関係樹立に関する公文書の原文及び和訳(口頭の合意の場合それを示す行政文書)(他、計8件)	H18.3.6	H18.10.4	H18.11.10	37	開示請求対象文書の探索及び開示等決定に係る省内合議決裁に予想外の時間を要したため。また、当初予測し得なかった政府要人の往来等の事務の繁忙により予想外の時間を要したため。
	1961年4月4日までに交換された日本・トーゴ外交関係樹立に関する公文書の原文及び和訳(口頭の合意の場合それを示す行政文書)(他、計6件)	H18.3.6	H18.10.4	H18.11.6	33	開示請求対象文書の探索及び開示等決定に係る省内合議決裁に予想外の時間を要したため。また、当初予測し得なかった政府要人の往来等の事務の繁忙により予想外の時間を要したため。
	1961年2月24日と1961年3月16日に交換された日本・ニジェール外交関係樹立に関する公文書の原文及び和訳(口頭の合意の場合それを示す行政文書)(他、計19件)	H18.3.6	H18.10.4	H18.11.7	34	開示請求対象文書の探索及び開示等決定に係る省内合議決裁に予想外の時間を要したため。また、当初予測し得なかった政府要人の往来等の事務の繁忙により予想外の時間を要したため。
	1961年頃交換された日本・マリ外交関係樹立に関する公文書の原文及び和訳(口頭の合意の場合それを示す行政文書)(他、計11件)	H18.3.6	H18.10.4	H18.11.10	37	開示請求対象文書の探索及び開示等決定に係る省内合議決裁に予想外の時間を要したため。また、当初予測し得なかった政府要人の往来等の事務の繁忙により予想外の時間を要したため。
	1976年9月9日駐ナイジェリア日本大使とアンゴラ外相の間で交換された両国間外交関係樹立に関する書簡の原文及び和訳(他、計15件)	H18.3.6	H18.10.4	H18.11.6	33	開示請求対象文書の探索及び開示等決定に係る省内合議決裁に予想外の時間を要したため。また、当初予測し得なかった政府要人の往来等の事務の繁忙により予想外の時間を要したため。
	1962年頃交換された日本・ソマリア外交関係樹立に関する公文書の原文及び和訳(口頭の合意の場合それを示す行政文書)(他、計6件)	H18.3.6	H18.10.4	H18.11.2	29	外交関係樹立に係る類似の開示請求が同時期に重なったため、対象文書の特定及び文書の審査に予想外に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	1966年6月に元外務省職員を、1965年1月より北京に設置されていた「高崎事務所北京連絡事務所」に派遣することに関して、外務省内の議論の経過を知ることができる文書	H18.2.28	H18.5.30	H18.6.26	27	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要したため。
	1970年代中ば以降の、東チモール問題について、外務省内で日本がとるべき対応について検討した検討記録、国連等での協議における日本の対処方針、他国との協議記録	H18.4.6	H18.11.30	H19.2.28	90	延長期限直前の平成18年11月中、ユドヨノ・インドネシア大統領の国賓訪日準備のために当初予想していた以上の時間を要したため、開示請求処理に予想外の時間を要したため(ユドヨノ大統領の日程等が直前まで確定しなかったため、その準備に予想以上の時間を要した。)。また、延長期限に先立つ平成18年12月中旬に予定されていた東アジア・サミットが、台風のために直前にキャンセルされ、翌年1月に改めて開催され、キャンセルへの対応及び日程の再調整のために当初想定されていなかった多量の業務が発生したため、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	「日米政策企画協議」(〔作成(取得)時期〕1967年10月26日)の中の文書で、日米政策企画協議における日米間のやりとりが分かる文書(議事録等)(他、計4件)	H18.4.12	H18.11.13	H19.3.30	137	開示等決定に係る省内決裁に予想以上に時間を要したため。
	日・中共貿易(作成時期:1971年3月1日)(他、計2件)	H18.4.19	H18.8.21	H18.10.12	52	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	日・中共貿易(作成時期:1968年4月28日)	H18.4.19	H18.8.21	H18.9.26	36	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	幼少児国際教育交流協会(SPIEC)に交付した草の根無償資金協力が適正に使用された形跡はないとする書類一式(他、計3件)	H18.4.24	H18.8.24	H18.9.4	11	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	本邦対アジア地域経済技術協力関係調査・資料 第3巻 作成(取得)時期:1956年1月1日(他、計3件)	H18.5.15	H19.2.28	H19.3.28	28	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要したため。
	日中要人会談 作成時期:1979年11月21日のうち、会談記録(とくに経済援助に関する部分)	H18.5.25	H18.8.24	H19.3.26	214	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	駐米大使の帰朝報告書(他、計10件)	H18.6.23	H18.9.25	H18.8.22	7	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査に予想外の時間を要したため。
	草の根・人間の安全保障無償資金協力事業で、2003年度に贈与契約が結ばれた事業について、贈与契約書と、その事業の実施状況(資金の使用状況)や使用済み資金の使途を報告した中間報告書と最終報告書(相手国の国名、贈与額、文書の作成年月日がわかるもの)(他、計7件)	H18.7.6	H18.12.22	H19.1.30	39	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	草の根・人間の安全保障無償資金協力事業で、2003年度に贈与契約が結ばれた事業について、贈与契約書と、その事業の実施状況(資金の使用状況)や使用済み資金の使途を報告した中間報告書と最終報告書(相手国の国名、贈与額、文書の作成年月日がわかるもの)(他、計3件)	H18.7.6	H18.12.22	H19.3.19	87	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	2006年6月8日から15日までに行われた天皇、皇后のシンガポール、マレーシア、タイの3国訪問にかかわる費用が分かる一切の文書	H18.8.10	H19.1.9	H18.10.3	8	同時期に処理すべき開示請求が多数重なったことにより、開示請求処理に予想外に時間を要したため。
	在外公館が所有する美術品の一覧	H18.9.4	H19.1.12	H19.1.19	7	我が国在外公館の会計事務に関する具体的な情報が含まれており、当初予想していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。
	田中総理インドネシア訪問 1973年11月22日	H18.9.11	H18.12.28	H19.3.30	92	延長期限直前の平成18年11月中、ユドヨノ・インドネシア大統領の国賓訪日準備のために当初予想していた以上の時間を要したため、開示請求処理に予想外の時間を要したため(ユドヨノ大統領の日程等が直前まで確定しなかったため、その準備に予想以上の時間を要した。)。また、延長期限に先立つ平成18年12月中旬に予定されていた東アジア・サミットが、台風のために直前にキャンセルされ、翌年1月に改めて開催され、キャンセルへの対応及び日程の再調整のために当初想定されていなかった多量の業務が発生したため、開示請求処理に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	要人インドネシア訪問(田中総理) 1973年12月11日	H18.9.11	H18.12.28	H19.1.24	27	延長期限直前の平成18年11月中、ユドヨノ・インドネシア大統領の国賓訪日準備のために当初予想していた以上の時間を要したため、開示請求処理に予想外の時間を要したため(ユドヨノ大統領の日程等が直前まで確定しなかったため、その準備に予想以上の時間を要した。)。また、延長期限に先立つ平成18年12月中旬に予定されていた東アジア・サミットが、台風のために直前にキャンセルされ、翌年1月に改めて開催され、キャンセルへの対応及び日程の再調整のために当初想定されていなかった多量の業務が発生したため、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	田中総理東南アジア諸国訪問／タイ 1974年1月1日	H18.9.11	H18.12.28	H19.1.9	12	開示請求受付後のタイの政変、要人往来の決定等による当初予想しなかった業務が繁忙であったため、大量な文書の精査に時間を要したため。
	1956年6月24日-29日の間で中国天津で行われた井上益太郎日本赤十字社外事部長と北朝鮮赤十字会申英根部長との協議の記録	H18.10.27	H19.2.26	H19.2.28	2	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	「歴史教科書に関する宮沢内閣官房長官談話」(1982年8月26日)について、中国・韓国などアジア各国への説明や各国からの反応などについて文書(他、計2件)	H18.12.4	H19.3.5	H19.3.30	25	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
外務省	1985年8月15日の中曽根首相による靖国神社公式参拝について、中国、韓国などアジア各国からの反応や各国への説明などに関する文書	H18.12.4	H19.3.5	H19.3.9	4	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要したため。
社会保険庁	保険医療機関及び保険薬局に関する別紙一覧表	H18.4.7	H18.10.31	H18.11.17	17	開示文書が大量であったため。
	保険医療機関及び保険薬局に関する別紙一覧表	H18.4.7	H19.2.28	H19.3.27	27	開示文書が大量であったため。
	保険医療機関及び保険医の取消処分にかかる資料	H18.8.17	H18.11.20	H18.12.1	11	裁判所により処分の執行停止が認められており、開示の可否について協議中であったため。

○ 延長手続を採っていない事案で、30日を超過しているもの(資料5)

行政機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	1980年代から現在に至る間での捕鯨問題に関する文書	H17.12.15	H18.1.14	441	請求内容の確認及び文書の特定のため開示請求者に電子メールを送付していたが、開示請求者から回答がなく、他の連絡手段もなく、処理に着手できないため。	
	平成4年2月27日のジュネーブ軍縮会議で中国代表が述べた”中国自らの遺棄科学兵器多量処理”においては、どのような内容の廃棄処理技術や環境対策が採用されていたのかが、具体的に分かる文書	H18.1.25	H18.3.6	390	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。	
	マレーシア紛争 調書・資料 第2巻 作成(取得)時期1964年1月1日	H18.4.6	H18.5.6	329	開示請求受付後の平成18年4月以降、東ティモールの治安情勢が急速に悪化したことに伴い、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため期限を超過した。それ以降も、ジャワ島中部地震等各種自然災害への対応、ユドヨノ・インドネシア大統領の国賓訪日準備、延期された東アジア・サミットの準備等膨大な業務により、本件処理が滞っているため。	
	1970年3月31日から4月5日にかけて、「よど号事件」に関する在韓国日本大使館と本省との公電のやりとりの記録	H18.7.20	H18.8.19	224	北朝鮮による弾道ミサイル発射、核実験実施発表に対する対応や六者会合への対応等当初予想し得なかった事務の増加により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	昭和48年度アジア・太平洋地域大使会議に際する、経協局長の発言要綱又は経協局が準備した説明資料。特に、わが国の対インドシナ援助、世銀等を中心とするインドシナ援助の動きについて	H18.7.4	H18.8.3	240	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	1969年4月に在米日本大使館が沖縄問題についてアメリカ側と協議した内容を記録した資料	H18.6.30	H18.8.10	233	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができないため。	
	1964年1月に、インドネシア及びアメリカの首脳が来日した際の会談に関する文書。・池田首相、大平外相、スカルノ大統領、スバンドリオ外相、ロバート・ケネディ司法長官のいずれかが参加している会談について・事前の発言要領(案)／会談内容の記録や要旨／事後の会談内容分析・検討記録	H18.9.5	H18.10.5	177	開示請求受付と前後して、日フィリピンEPA署名のため、急遽、ASEM首脳会議の機会に日フィリピン首脳会談開催が決まり、右首脳会談やEPA署名式準備等、当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため期限を超過した。それ以降も、各種自然災害への対応、ユドヨノ・インドネシア大統領の国賓訪日準備、延期された東アジア・サミットの準備等膨大な業務に対応する必要があったため、本件処理が滞っている。	H19.5.11付で開示決定等を行った。
	大平政権時代の日本と中国との間の首脳会談の記録・1979年2月7日の鄧小平・副首相来日時の日中(鄧・大平)首相会談の記録。・1979年9月1日、谷牧国務院副総理来日時の日中首脳会談の記録(谷・大平/園田/江崎)。・1979年12月5日、大平首相訪中の際に行われた日中首脳会談の記録(5日、第1回首脳会議、5日、第2回首脳会議)。・1980年5月9日のチト一大統領の葬儀の際に行われた日中首脳会談の記録	H18.9.15	H18.10.15	167	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	1990年5月27日から、1週間、創価学会第7次訪中団が中国訪問したおり当時の要人、党総書記江沢民、國務院総理の李鵬、及びトウエイチョウ(全国政治協商会議主席、周恩来夫人)等の会談に中国大使(当時)が同席したが、その大使又は職員が本国政府に送った文書(大使橋本恕氏)	H18.10.6	H18.11.5	146	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。	
	中曽根首相と趙紫陽首相との会談(1985年10月・ニューヨーク)の首脳会議録と事前準備の省内文書、公電のやり取りなど	H18.11.13	H18.12.13	108	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。	
	中国における遺棄化学兵器処理事業において、外部委託した内容が分かる文書。事業スタート時から現在まで	H18.11.24	H18.12.24	97	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	2000年10月の朱鎔基首相訪日について、政策過程、中国とのやりとり、中国側反応などに関する文書	H18.12.5	H19.1.4	86	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	2005年3月から5月ごろの中国における反日暴動について、政策過程、中国とのやりとり、中国側反応、各国の反応などに関する文書	H18.12.5	H19.1.4	86	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	外務省が行っている、中国の遺棄化学兵器発掘回収調査で、以下の調査時に作成した報告書のうち、発掘した兵器の種類を記載したもの、種類は、化学弾とか有毒発煙筒といったばくぜんとしたものではなく、あか弾、みどり剤などと細く分類したもの。第3回調査、浙江省杭州市安徽省●(さんずいに除)、第3回、第13回、第15回調査の江蘇省南京市の分	H19.1.9	H19.2.8	51	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。	H19.4.26付で開示決定等を行った。

行政機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	館内情勢報告／中国、台湾 [分類](新)政治・外交・国際紛争・司法一本邦外交－外交政策 [作成(取得)時期]1988年01月01日	H19.1.12	H19.2.11	48	対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	中台関係 [分類]対アジア・太平洋地域外交－中国－台湾 [作成(取得)時期]1996年04月01日に綴られている文書の全て(他、計2件)	H19.1.12	H19.2.11	48	対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	1964年2月の吉田茂元首相の台湾訪問に関連した文書のうち、同年4月4日付で吉田から台湾の張羣総統府秘書長宛に送られた書簡(一般に「吉田書簡」と呼ばれる)と、同書簡で言及されているといわれる、「中共対策要綱」及び吉田と蒋介石の三度の会談記録	H19.1.15	H19.2.14	45	対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	日中航空協定交渉(ファイル作成日時:1974年04月23日)(他、計2件)	H19.1.22	H19.2.21	38	対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	日本・シンガポール外交関係樹立に関して外務省が保有するすべての行政文書	H19.2.5	H19.3.14	17	開示請求後の平成19年3月、ナジブ・マレーシア副首相訪日準備、リー・シンガポール首相訪日準備、日マレーシアEPA小委員会開催、日ブルネイEPA交渉等で多忙を極めていたが、特にナジブ副首相の訪日準備に当初予想していた以上の時間を要したため、開示請求処理に予想外の時間を要しているため(ナジブ副首相の日程等が直前まで確定しなかったため、その準備に予想以上の時間を要した。)	

行政機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	日本・イエメン外交関係樹立に関して外務省が保有するすべての行政文書	H19.2.5	H19.3.14	17	TICAD環境・エネルギー会合(2007年3月)関連作業が重なり、行政文書の探索に要する時間を割くことができなかったため。	H19.6.1付で開示決定等を行った。
	日本・ケニア外交関係樹立に関して外務省が保有するすべての行政文書(他、計8件)	H19.2.5	H19.3.14	17	TICAD環境・エネルギー会合(2007年3月)関連作業が重なり、行政文書の探索に要する時間を割くことができなかったため。	H19.6.11付で開示決定等を行った。
	1953年、当時の吉田茂・元首相が、秘密裡に台湾を訪問したと聞いているが、その証拠となる資料	H19.2.14	H19.3.16	15	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。	
	「中共核・ミサイル問題」と題するファイル(e-Govの検索結果による)作成(取得)時期:1964年12月22日	H19.2.23	H19.3.25	6	対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	

○ 延長手続を採っている事案で、延長した期限を過ぎているもの(資料6)

行政機関名	件名	受付年月日	延長後の期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	1984年5月に来日した姫鵬飛国務委員と安倍外相ら日本側要人の会談記録	H17.10.21	H17.12.20	466	対象となる行政文書の特定に時間を要しているため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	湾岸紛争／ポスト湾岸紛争 1991年2月1日 (総合外交政策局軍備管理軍縮課)	H17.11.21	H18.1.20	435	開示請求対象文書が著しく大量であり、かつ、調整すべき実際の関係者が多く存在することが判明し、当初想定していたよりも慎重に審査を行う必要性が判明したことにより、文書審査に予想外の時間を要しているため。	
	「中国」(分類:経済協力－国別開発協力1－各国 作成(取得)時期:1994年4月1日 保存期間:10年 作成者:経済協力局政策課)ファイル中の文書	H18.6.13	H18.8.12	231	開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、それらが開示請求の対象となるか否かの調査、対象行政文書の開示・不開示の審査等に慎重な判断が求められ、省内協議に予想外に時間を要しているため。特に、協議先課において開示請求受付後、要人往来等による事務の繁忙により、開示請求処理に予想外に時間を要しているため。	
	広報文化交流、文化交流「国際交流基金設立関係」(1970年12月28日)	H18.7.11	H18.9.9	203	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、公にすることにより他国との信頼関係を損ねるおそれのある情報を非常に多く含んでおり、対象文書の審査に時間を要したため。	H19.6.27付で開示決定等を行った。
	1973年10月10日 田中角栄首相・大平正芳外相、ブレジネフ・ソ連共産党書記長・コスイギン首相・グロムイコ外相と会談(モスクワ)議事録及び準備資料(ロジ、要人略歴、共同声明を除く)	H18.9.29	H18.11.28	123	開示請求に係る行政文書が大量であり、かつ、当該行政文書の開示・不開示の審査に慎重な判断が求められているため。また、開示請求受付後、2006年11月のAPEC首脳会合における日露首脳会談、2007年1月の日露戦略対話、同年2月のフラトコフ・ロシア首相の訪問、同年5月の麻生外務大臣の訪露等当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	

外務省	2001年7月～2002年7月 日墨共同検討会合の議事録(各回の議事録)	H18.11.17	H19.1.16	74	当初1月中旬を目途に作業を終了する予定であったが、1月末に当初予定していなかった大型行事が開催されることとなり、その準備作業のため期日までに作業を行うことが困難となった。その後も第三国とのラテンアメリカに関する協議の実施等予想していなかった業務の発生により処理に時間を要した。また対象文書が予想以上に大量で、かつ現在交渉中の案件に影響を及ぼす可能性がある等慎重な判断を求められる内容であり、検討に予想以上の時間を要したため。	
	平成18年12月28日(木)に東京で開催された「第15回在日韓国人の法的地位及び待遇に関する日韓局長級協議」の協議記録。協議事項、議題、結果、協議に関する準備資料、当日配付資料等その協議内容がわかるもの	H19.1.4	H19.3.5	26	現在進行中の案件であり、開示審査に予想外の時間を要したため。	H19.4.12付で開示決定等を行った。
	平成18年12月28日(木)に東京で開催された「第15回在日韓国人の法的地位及び待遇に関する日韓局長級協議」の協議記録。協議事項、議題、結果、協議に関する準備資料、当日配付資料などその協議内容がわかるもの	H19.1.4	H19.3.5	26	現在進行中の案件であり、開示審査に予想外の時間を要したため。	H19.4.12付で開示決定等を行った。

○ 法第11条を適用している事案で、開示請求者に通知した期限をすぎているもの(資料7)

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
宮内庁	侍従職事務日誌 昭和26年	H14.6.10	H15.7.7	1363	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。	H19.7.2付で開示決定等を行った。
	秘書課資料関係録 昭和27年 皇太子成年式立太子の礼	H15.5.21	H16.11.11	870	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。	
	侍従職事務日誌 昭和20年8月～12月	H16.1.22	H16.6.21	1013	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。	H19.8.31付で開示決定等を行った。
外務省	「北朝鮮の核兵器開発問題」(詳細表示[分類]対アジア・太平洋地域外交-北東アジア-北朝鮮情勢[作成(取得)時期]1989年06月29日)	H14.12.27	H16.1.26	1160	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。	
	国連代表権問題/中共[作成(取得)時期]1969年01月30日 の文書の中で、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの、3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15.1.7	H16.10.20	892	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内合議に予想外の時間を要したため。	H19.7.5付で開示決定等を行った。
	1998年の国連タジキスタン監視団(UNMOT)への人材派遣の決定について作成・取得した文書一切(国連関係機関とやりとりした文書を含む)	H15.4.4	H17.4.20	710	2006年の第二回外相会合をはじめとする「中央アジア+日本」対話に関わる一連の国際会議、2006年の小泉総理(当時)の中央アジア訪問、2007年のサーカシヴィリ・グルジア大統領の訪日等の要人往来の準備等を始めとする事務繁忙のため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	「タジキスタン(秋野政務官1)作成時期1997年9月25日」(他、計6件)	H15.4.4	H17.4.24	706	2006年の第二回外相会合をはじめとする「中央アジア+日本」対話に関わる一連の国際会議、2006年の小泉総理(当時)の中央アジア訪問、2007年のサーカシヴィリ・グルジア大統領の訪日等の要人往来の準備等をはじめとする事務繁忙のため。	
	「北朝鮮2、4～8」(計6件)	H15.8.4	H17.8.25	583	開示請求対象文書が著しく大量であること及び同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことに加え、イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の業務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。	
	1971年末、インド・パキスタン紛争(印パ戦争)を審議する国連安保理緊急特別会合における日本の対応をめぐって、外務省内の政策立案、国連代表部と本省との協議、及び国連内外において行われる日本と関係各国との協議に関する記録(他、計2件)	H15.11.12	H16.12.16	835	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要しているため。	
	在日朝鮮人の北朝鮮への帰還に関して、1955年から1959年にかけて日本政府が日本赤十字から受けとった文書と日本政府が日本赤十字に送った文書(メモ類も含む)。在日朝鮮人に関する日本赤十字社の調査資料、日朝赤十字間の交渉記録、日本赤十字社と赤十字国際委員会との間の交渉記録、日本政府内の検討資料など	H15.11.17	H16.8.3	970	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	在日朝鮮人の北朝鮮への帰還に関して、日本政府内で討議、検討した時の文書(メモ類を含む)。期間は1955年から1959年まで	H15.11.17	H16.8.3	970	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	(新)領事・移住—諸外国並びに諸外国間領事関係—諸外国並びに諸外国間領事関係 作成時期1959年04月10日(他、計19件)	H15.12.3	H16.8.3	970	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	韓国及び北朝鮮関係司法・警察案件(1960年3月31日)	H15.12.16	H17.1.14	806	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	北朝鮮関連領事事務(1956年6月27日)(他、計4件)	H15.12.16	H17.1.14	806	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	赤十字国際会議(第19回)(1957年10月7日)	H15.12.16	H17.1.14	806	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	1988年2月、北東アジア課の担当が大韓航空機爆破事件のキムヒョンヒに会って、話した内容の報告書(他、計8件)	H15.12.22	H17.1.21	799	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要しているため。	
	日韓漁業協定の両国間の交渉の記録。記録がない場合には、交渉に係るサブ資料	H16.1.30	H17.12.31	455	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	日韓基本条約の両国間の交渉の記録。記録がない場合には、交渉に係るサブ資料	H16.1.30	H18.2.28	396	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	日台関係 1975年01月01日 1. 日本政府の対台湾政府の内容がわかる政策文書、又は日本政府内部の討議などがわかる文書、メモ類。2. 日本側当局者(外交官のみならず、自民党関係者も含む)と台湾政府関係者との接触の記録 3. 台湾の在日大使館から本省宛の電報や報告	H16.6.3	H18.7.3	271	対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	日台航空 1974年04月01日 1. 日本政府、台湾政府の政策内容がわかる文書、報告書、(ロジスティクス関係の文書は除く)2. 日台間の会談の議事録、及び会談の内容がわかる公電など。3. 交渉後に作成された調書、交渉過程を示したメモ類など(他、計5件)	H16.6.3	H18.7.3	271	対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	「フランス・中共外交関係樹立」(1964.01.27)	H16.6.4	H16.10.2	910	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内協議に予想外の時間を要しているため。	
	1958年1月から同年8月までの沖縄軍用地政策及びそれに関する外務省資料	H16.6.4	H17.7.4	635	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができないため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	沖縄関係 1979年01月11日作成(他、計4件)	H16.7.5	H18.8.4	239	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができないため。	
	2004年7月8日～18日に、曾我ひとみさんが家族と再会するためにインドネシアに滞在したことに関して、外務省ないし日本政府が支出したことを示す会計関係の書類(会計報告書のようなもの。なければ、本人や職員の宿泊費、飲食代や飛行機代などの領収書)	H16.8.13	H16.12.17	834	開示請求受付後、日朝実務者協議、DNA鑑定等、当初予測し得なかった事務の繁忙があり、かつ、北朝鮮による弾道ミサイル発射、核実験実施発表に対する対応や六者会合への対応等の事務の増加により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。	
	韓国在住もしくは日本在住の韓国籍の原爆被爆者に関する文書	H16.11.11	H17.12.12	474	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。	
	1956年2月-3月、北朝鮮地域の未帰還邦人引揚に関する日朝間(赤十字社間)平壤交渉に関する文書。1955年7月6日、北朝鮮未帰還邦人引揚関係 外務省・厚生省・日本赤十字社の三者会議の文書。1955年11月-12月、同3者会議の文書	H16.11.18	H18.12.21	100	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	1959年1月、藤山外相の在日朝鮮人帰国問題と日韓関係との切りはなしの決定に至るまでの政府或は外務省の方針に関する文書。1959年2月6日、在日朝鮮人帰国問題に関する閣議決定に至るまでの関連文書	H16.11.18	H18.12.21	100	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。	
	軍事郵便貯金に関する文書	H16.11.5	H17.3.7	754	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。	
	1955年7月6日、北朝鮮未帰還邦人引揚関係外務省・厚生省・日本赤十字社の三者会議の文書(他、計3件)	H16.11.24	H18.12.21	100	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。	
	日中航空協定交渉(ファイル作成日時:1974年04月23日)	H16.11.30	H17.10.31	516	対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。	H19.5.9付で開示決定等を行った。
	日中航空協定交渉(ファイル作成日時:1974年01月12日)	H16.11.30	H17.10.31	516	対象となる行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	1969年11月、佐藤総理は米国を訪問し、ニクソン大統領と会談した。この会談の準備過程を含め、この時の日米首脳会談に関する会議記録、公電、準備文書、メモ、その他一切の公文書	H16.12.8	H17.4.7	723	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができないため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	作成時期:1952年1月から1955年12月までの間 沖縄の国際的地位に関する文書(他、計2件)	H17.2.3	H19.2.13	46	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができないため。	
	1985年10月のニューヨークにおける中曽根・趙紫陽会談の記録、及びこの会談に関する外務省側の評価記録(総括)	H17.2.9	H18.5.9	326	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	1956年6月から同年12月までの沖縄軍用地政策及びそれに関する外務省資料(平成16年3月31日に一度開示決定あり)	H17.2.15	H17.8.17	591	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができないため。	
	1969年11月の佐藤首相と愛知外相の訪米に関する文書(準備資料、米国側要人との会談の議事録など)	H17.4.25	H17.8.25	583	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができないため。	
	1966年8月 長谷川代議士を団長とする抑留日本人墓参の代表団がウランバートルとスヘバートルを訪問した記録及び背景・準備資料	H17.5.11	H18.2.13	411	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	1956年2月－3月、北朝鮮地域の未帰還邦人引揚のため日本赤十字社と北朝鮮赤十字会の間に行われた平壤交渉に関連する資料	H17.5.11	H18.6.9	295	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	日・中共関係 1970年01月01日作成のファイル中1. 日本政府(外務省)の対中国政策の内容がわかる政策文書、又は日本政府(外務省)内部の討議などがわかる文書、メモ、覚書、調書等。2. 日本側当局者(外交官のみならず、自民党関係者も含む)と中国政府関係者との接触の記録3. 在外公館から中国に関する本省宛の電報や報告(他、計2件)	H17.8.8	H18.1.10	445	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	国際連合における中国代表権問題一件 1953年06月01日作成のファイル中1. 日本政府の国連中国代表権問題に対する政策決定過程がわかる文書、2. 中国代表権問題をめぐり日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部署の立場、意向、目的、方針がわかるもの。3. 日本の対中国政策の政策内容や方針がわかる文書(他、計3件)	H17.8.8	H19.1.4	86	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内合議に予想外の時間を要しているため。	
	1960年1月(14日から16日か)に香港で行われた、外務省アジア局長・中国課長や日本外交官らによる中国問題に関する会議の議事録・発言録及び関連する資料(配布された資料など)(他、計3件)	H17.8.11	H18.2.10	414	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。対象となっている行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	北朝鮮関連領事事務 1955年10月27日作成(他、計6件)	H17.8.30	H18.9.29	183	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	国連海洋法条約に基づき、中国が日本近海で海洋調査を実施するに当たり、日本側に事前申請した書類一式及びその日本側回答(2000年以降)(他、計2件)	H17.11.2	H18.7.31	243	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	平成16年(行情)諮問第471号(7月15日) 平成17年度(行情)答申第204号(7月26日) 審査会で一部開示決定が行われた日韓会談関係の文書全て	H17.11.4	H18.6.2	302	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。	
	1974年3月～4月の日中航空協定締結交渉に関する文書(交渉の記録、事前の関係省庁間の討議の記録、我が方が交渉に向けて準備した調査資料等)	H17.11.10	H18.8.31	212	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。	
	外務省(在外公館を含む)が購入した美術品のリストとその価格、その保管状況がわかる資料一式(過去3年分)(他、計3件)	H17.11.11	H18.8.15	228	開示請求対象となる文書が著しく大量であり、対象文書の開示・不開示の決定に予想外の時間を要しているため。	
	1953年、在日中国人(華僑)の中国送還に関する日中(中共)間、日台間協議、外交記録の件	H17.12.13	H18.3.13	383	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。対象となっている行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	中国における遺棄化学兵器に関する調査報告書(第1回調査から最新のものまですべて。別冊等を含める。)。第11回現地調査(98年7月)の報告書(他、計4件)	H17.12.8	H19.1.16	74	開示請求の対象となりうる行政文書が大量であり、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。	H19.5.1付で開示決定等を行った。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	中国における遺棄化学兵器に関する調査報告書(第1回調査から最新のものまですべて。別冊等を含める。)。第25回現地調査(2003年8月)の報告書(他、計8件)	H17.12.8	H19.1.16	74	開示請求の対象となりうる行政文書が大量であり、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。	
	戦後処理、作成(取得)時期:1952年4月1日	H18.1.13	H19.2.13	46	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかっている他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができないため。	
	1987年11月30日から12月15日までに在バーレーン日本大使館と外務省本省でやりとりされた大韓航空機行方不明事件に関する通信・電信・電報記録のすべて(他、計2件)	H18.3.2	H19.3.23	8	北朝鮮による弾道ミサイル発射、核実験実施発表に対する対応や六者会合への対応等当初予想し得なかった事務の増加により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	米国大使館における過去3年間の天皇誕生日レセプションの具体的予算、具体的決算(ともに明細)、招待者リスト、出席者リスト、式次第がわかる文書。(他、計8件)	H18.3.3	H18.9.1	211	開示請求対象となる文書が著しく大量であり、対象文書の開示・不開示の決定に予想外の時間を要しているため。	
	1974年(昭和49年)8月15日、韓国ソウルで発生した朴正熙大統領夫人射殺事件(大統領暗殺未遂事件)通称:「文世光事件」=犯人は日本在住の韓国人・文世光(ムンセガン)	H18.3.10	H19.3.23	8	北朝鮮による弾道ミサイル発射、核実験実施発表に対する対応や六者会合への対応等当初予想し得なかった事務の増加により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	第2回アジア・アフリカ会議関係 本邦の態度 各国との協力 作成(取得)時期1964年9月1日 日本の情報分析と政策決定過程及び関係 各国との折衝(他、計2件)	H18.4.6	H19.2.28	31	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。	H19.4.27付で開示決定等を行った。

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	第2回アジア・アフリカ会議における各国(マレーシア、ソ連、中国)の参加状況に関する日本の情報分析・方針決定過程が分かる文書(他、計2件)	H18.4.6	H19.2.28	31	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	日米政策企画協議([作成(取得)時期]1966年11月28日)の中の文書で、日米政策企画協議における日米間のやりとりが分かる文書(議事録等)(他、計2件)	H18.4.12	H18.11.13	138	開示等決定に係る省内決裁に予想以上に時間を要しているため。	
	アジア経済開発基金問題 第1巻 作成(取得)時期:1957年6月1日(他、計9件)	H18.5.15	H19.2.28	31	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要しているため。	
	アジア経済開発基金問題 第2巻 作成(取得)時期:1956年4月1日	H18.5.15	H19.2.28	31	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要したため。	H19.4.10付で開示決定等を行った。
	査証発給に関する事務手続きを定めた文書	H18.5.21	H18.10.31	151	対象となる行政文書及び対象文書が含まれる可能性のあるファイルが大量であるため。また、担当課室における他の業務が予想以上に繁忙となったため。	
	大平総理中国訪問 作成時期:1979年9月3日、1979年11月1日、1979年12月1日、1979年10月26日、1979年12月5日(計5冊)のうち、日中間のやりとりの記録と日本の対中国経済援助の準備が分かる文書。とくに円借款に関するもの	H18.5.25	H18.8.24	219	開示請求の対象となりうる行政文書が大量であり、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	東南アジア開発閣僚会議関係 第1巻 作成者 外務省大臣官房総務課 作成(取得)時期 1968年4月1日	H18.6.13	H19.1.31	59	開示請求以降、ユドヨノ・インドネシア大統領の国賓訪日、東アジア・サミットの準備等により当課の業務は多忙を極めた。特に、平成18年12月に予定されていた東アジア・サミットは、台風のために直前にキャンセルされ、翌年1月に改めて開催された。その結果、12月下旬及び翌年1月中旬は当初想定されていなかった多量の業務に対応する必要があったため、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	「中国外交(国連代表権問題)1971年5月3日、アジア局中国課作成」中国国連代表権問題に関する外務省内の政策決定、国連代表部や関係国との政策調整の状況、及び政府内(与野党も含めて)の意見調整の状況などが分かるもの(他、計2件)	H18.6.23	H18.10.23	159	開示請求の対象となりうる行政文書が大量であり、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	草の根・人間の安全保障無償資金協力事業で、2003年度に贈与契約が結ばれた事業について、贈与契約書と、その事業の実施状況(資金の使用状況)や使用済み資金の使途を報告した中間報告書と最終報告書(相手国の国名、贈与額、文書の作成年月日がわかるもの)	H18.7.6	H18.12.22	99	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。	H19.4.3付で開示決定等(最終)を行った。
	1958年8月から10月にかけて日本が台湾海峡情勢につき米国・中華民国の要人と行った談話の記録。(とくに9月に沈観鼎中華民国駐日大使が日本政府に対し行った申し入れの際の会談の記録)(他、計3件)	H18.8.1	H19.1.4	86	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	竹入元公明委員長の中国訪問時、竹入氏に関する発言の文書の全部。竹入氏の訪中日昭和61年8月末日(13日間)(第15次訪中国)、71年6月15日、72年5月、72年7月	H18.8.9	H18.11.5	146	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	「日中貿易」[分類](新)経済一本邦対外経済一貿易・関税 [作成(取得)時期]1970年07月01日(他、計13件)	H18.9.1	H19.3.30	1	開示請求の対象となりうる行政文書が大量であり、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	
	「日中貿易」[分類](新)経済一本邦対外経済一貿易・関税 [作成(取得)時期]1972年03月21日	H18.9.1	H19.3.30	1	開示請求の対象となりうる行政文書が大量であり、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要しているため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。	
	・1998年8月に行われた、中華人民共和国のトウカセン・外交部部長と高村正彦外務大臣との会談の記録。・1999年5月に行われた、中華人民共和国の李鵬・全人代常委会委員長ら中国首脳と町村信孝外務政務次官との会談記録。・2000年5月に行われた、中華人民共和国のトウカセン・外交部部長と森喜朗総理大臣、河野洋平外務大臣との会談記録。・2000年8月に行われた、中華人民共和国のトウカセン・外交部部長と河野洋平外務大臣との会談記録(他、計2件)	H18.9.5	H19.1.5	85	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
外務省	田中総理インドネシア訪問 1973年11月1日	H18.9.11	H18.12.28	93	延長期限に先立つ平成18年12月中旬に予定されていた東アジア・サミットが、台風のために直前にキャンセルされ、翌年1月に改めて開催され、キャンセルへの対応及び日程の再調整のために当初想定されていなかった多量の業務が発生したため、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	中国遺棄化学兵器問題は、平成2年(1990)に中国政府がその解決を日本政府に要請してきたことに端を発し、数十回もの現地調査を経て、遺棄化学兵器問題に関する日中政府間協議で「現地調査の結果をふまえ、旧日本軍が化学兵器を遺棄したという事実を確認した」と結論づけられたことを受けて、本事業の実施への平成11年(1999)の日中政府間覚書となったとのことだが、それら各現地調査の内容・結果が具体的にわかる文書	H18.11.8	H19.3.8	23	対象となる行政文書の特定に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。	H19.5.1付で開示決定等を行った。
	1952年4月25日付で竹島問題に関し、韓国政府あてに日本外務省から発出された口上書	H18.11.30	H19.3.30	1	北朝鮮による弾道ミサイル発射、核実験実施発表に対する対応や六者会合への対応等当初予想し得なかった事務の増加により、開示請求処理に予想外の時間を要しているため。	
	1985年8月15日の中曽根首相による靖国神社公式参拝について、中国、韓国などアジア各国からの反応や各国への説明などに関する文書	H18.12.4	H19.3.5	26	同時期に処理すべき開示請求が重なっていたことに加え、事務の繁忙により、処理に時間を要したため。	H19.5.14付で開示決定等を行った。

○ 法第11条を適用している事案で、開示決定等までに1年超を要したものの(資料8)

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
宮内庁	侍従職事務日誌(昭和25年度)	H14.6.10	H19.3.29	1361	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。
警察庁	平成11年度の総理府一般会計証明書類のうち警視庁証明分の証拠書類から機動隊分を除いたもののうち、平成12年1月分の支出計算書の証拠書類	H17.2.7	H18.7.10	515	本書類は開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、平成21年9月30日まで決定期限を延長しているもののうち、請求後1年を超えて一部開示決定を行った部分
法務省	平成14年「図書・新聞閲読に関する書類」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.27	394	開示請求内容が、「行政文書ファイルに保存されている行政文書すべて」であったことから、行政文書の量が著しく大量であり、かつ、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	平成15年「図書・新聞閲読に関する書類」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.27	394	上記に同じ
	平成15年「庁内会議等議事録」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.26	393	上記に同じ
	平成15年「報道に関する書類」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.22	389	上記に同じ
	平成15年「大使館・領事館関係」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.22	389	上記に同じ
	平成15年「職責審査表」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.25	392	上記に同じ
	平成15年「矯正緊急報告(被収容者等による告訴, 告発, 提訴等報告)」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.20	387	上記に同じ
	平成15年「矯正臨時報告(被収容者等による告訴, 告発, 提訴等報告)」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.20	387	上記に同じ
	平成14年「矯正定期報告(職員等による告発等報告)」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.14	381	上記に同じ
	平成15年「矯正定期報告(職員等による告発等報告)」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.14	381	上記に同じ
	平成15年「矯正定期報告(派閥関係受刑者収容状況報告)」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.19	386	上記に同じ

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
法務省	平成15年「弁護士面会に関する書類」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.14	381	上記に同じ
	平成15年「暴力団関係被収容者に関する書類」(前橋刑務所)	H17.11.4	H18.12.18	385	上記に同じ
外務省	国連代表権問題/中共[作成(取得)時期]1971年04月23日 の文書の中から、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの、3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析(他、計3件)	H15.1.6	H19.3.30	1544	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内合議に予想外の時間を要したため。
	国連代表権問題/中共[作成(取得)時期]1970年09月10日 の文書の中で、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの、3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15.1.7	H19.1.16	1470	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内合議に予想外の時間を要したため。
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引条約(ワシントン条約) 1973年11月16日以上の文書のうち、国連公式文書で一般公開文書を除くもの	H15.5.16	H18.12.28	1322	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定に係る省内外合議に予想外の時間を要したため。
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引条約(ワシントン条約) 1973年02月24日以上の文書のうち、国連公式文書で一般公開文書を除くもの	H15.5.16	H19.1.18	1343	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定に係る省内外合議に予想外の時間を要したため。
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引条約(ワシントン条約)／批准、審議、経過 1973年03月02日 以上の文書のうち、国連公式文書で一般公開文書を除くもの	H15.5.16	H18.4.12	1062	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定に係る省内外合議に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引条約(ワシントン条約) 1973年03月03日以上の文書のうち、国連公式文書で一般公開文書を除くもの	H15.5.16	H19.3.30	1414	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定に係る省内外合議に予想外の時間を要したため。
	「1982年から1985年まで行われた「日米捕鯨協議」に関するすべての文書、外務省より取得した公電のコピーも含む。」のうち、外務省作成に係る文書	H16.3.11	H19.2.28	1084	他にも開示請求が多く、調査・審査する行政文書が全体として著しく大量であったため。
	日米繊維製品貿易取極 1974年7月1日(他、計20件)	H16.4.12	H19.1.31	1024	開示請求対象文書が同時期に著しく大量であり、文書審査に時間がかかり、また、他の事務が繁忙であったため。
	日・中華民国関係 1970年12月01日 1. 日本政府の対台湾政府の内容がわかる政策文書、又は日本政府内部の討議などがわかる文書、メモ。2. 日本側当局者(外交官のみならず、自民党関係者も含む)と台湾政府関係者との接触の記録 3. 台湾の在日大使館から本省宛の電報や報告	H16.6.3	H18.10.16	865	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	日・中華民国関係 1972年08月21日 1. 日本政府の対台湾政府の内容がわかる政策文書、又は日本政府内部の討議などがわかる文書、メモ。2. 日本側当局者(外交官のみならず、自民党関係者も含む)と台湾政府関係者との接触の記録 3. 台湾の在日大使館から本省宛の電報や報告	H16.6.3	H18.8.2	790	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	沖縄政治 1979年02月01日作成	H16.7.5	H18.8.17	773	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	沖縄復帰一般／資料 1968年01月31日作成	H16.7.5	H18.9.1	788	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	沖縄問題(1969年11月～) 1969年11月25日作成	H16.7.5	H18.9.4	791	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	沖縄問題(1968年1月～) 1968年01月31日作成	H16.7.5	H18.10.4	821	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	沖縄の施政権返還に係る1972年1月、米国サンクレメントにおける福田赳夫外務大臣－ロジャース米国务長官会談の議事録もしくはその会談に関する一切の資料	H16.7.7	H18.4.14	646	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	日米自動車摩擦に関する外務省の立場(1993年9月から1995年12月まで)	H16.7.16	H18.8.18	763	開示請求対象文書が同時期に著しく大量であり、文書審査に時間がかかり、また、他の事務が繁忙であったため。
	富士・コダックフィルム紛争(1993年9月から98年まで)に関する外務省の立場	H16.7.16	H18.8.18	763	開示請求対象文書が同時期に著しく大量であり、文書審査に時間がかかり、また、他の事務が繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	中共問題[作成時期]1964年01月17日—1. 日本政府(外務省)の対中国・台湾政策の内容がわかる政策文書、又は日本政府(外務省)内部の討議などがわかる文書、メモ、覚書、調書等。2. 日本側当局者(外交官のみならず、自民党関係者も含む)と中国政府関係者との接触の記録3. 在外公館から中国に関する本省宛の電報や報告	H16.10.25	H18.4.4	526	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	「インドシナ難民」とラベルされた資料のうち70年代(75～79)までの資料で、インドシナ難民(ボート・ピープル)受け入れ対応に関する内容部分	H16.11.4	H18.4.18	530	開示請求の対象となり得る行政文書が大量に認められ、対象文書の検索及びその後の開示の適否に係る検討・決定までに予想外に多大な時間を要したこと、また、本件と同様大部の資料について作業を行うことを要する開示請求案件の処理が同時に発生していたこと等が重なり、長期間に亘ったため。
	韓国在住もしくは日本在住の韓国籍の原爆被爆者に関する文書(他、計2件)	H16.11.11	H18.5.8	543	開示請求受付後、六者会合、竹島の日への対応等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	1974年3月14日に再開された日中航空交渉に関する記録	H16.11.30	H18.4.26	512	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	カーレル・ドールマン号事件(C2.4.0.2-5-1)(西イリアン問題一件(A'-0379)、000-1241に記載有)	H16.12.15	H18.11.17	702	開示請求受付後、愛・地球博の開催をはじめとして様々な案件による要人往来で多忙を極め(直近の06年4、5月前半では、総理と外務大臣の外遊先に西欧課所管国が含まれていた(総理:スウェーデン、大臣:ベルギー、リトアニア))当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	日中関係 1963年07月23日 1. 日本政府(外務省)の中国政策の内容がわかる政策文書、又は日本政府(外務省)内部の討議などがわかる文書、メモ、覚書、調書等。2. 日本側当局者(外交官のみならず、自民党関係者も含む)と中国政府関係者との接触の記録。又は日本側当局者と日中貿易関係者との会見や協議の記録 3. 在外公館から中国に関する本省宛の電報や報告	H17.1.13	H18.4.4	446	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	国際連合における中国代表権問題一件 1965年07月01日作成の中から、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの、3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析(他、計6件)	H17.1.25	H18.10.23	636	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内合議に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題一件 1966年03月01日作成の中から、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、(例、議事録、会談録全般、外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などが分かる文書)、2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの(最終的なものだけでなく作成時期別に複数あれば全て)、3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H17.1.25	H19.2.26	762	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内合議に予想外の時間を要したため。
	作成時期: 1957年5月から1957年6月までの間 米国の沖縄統治の基本方針を謳った米大統領行政命令に関する文書(例えば、1957年5月中旬に行われた岸・マッカーサー会談など)	H17.2.3	H19.3.14	769	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかつたため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	作成時期：1958年5月から1958年9月までの間 沖縄における通貨切り替え問題に関する文書	H17.2.3	H19.2.16	743	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	1.わが国が戦後半世紀も経ってから「中国における旧日本軍遺棄化学兵器処理事業」を突然に決定実施することになった明確な理由・根拠、並びにその発端から決定時点までの日中外交折衝の経緯・内容が分かる文書。2.そもそも当該「遺棄化学兵器」は、本当は一体誰が捨てたのか-敗戦時に日本軍なのか、停戦武装解除で日本軍の武器弾薬一式を入手以後にソ連軍・中共軍・あるいは一部については国府軍なのか-についての可能な限りの実情調査(真相究明)が当然綿密に実施された結果の決定と考えられるが、もしそうであれば、その調査結果内容が分かる文書。3.もし、その調査結果で中共軍(あるいは国府軍)自らが捨てたものと判明した場合には現化学兵器禁止条約上の処理義務は当然中国自体ということになると思われるが、広くそのケースを含む同条文の解釈・検討がなされていたのであれば、そのケースでの同条文解釈内容が分かる文書	H17.2.23	H18.5.18	449	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。また、処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	「日米政策企画協議」(1972年6月14日作成)内の文書で、協議の議事録と事後評価、事前ペーパー(他、計6件)	H17.3.2	H18.4.7	401	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、かつ内容も多岐にわたるため、調査検討に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	第4回日米貿易経済合同委員会(昭和40年7月12日-14日、ワシントン)の本会議又はその他の個別会議に際して、ラスク長官と椎名外相の間、または両国関係者の間でいわゆる「東南ア閣僚会議」(後の東南アジア開発閣僚会議)をめぐる話合いの内容がわかる文書	H17.3.22	H18.4.18	392	開示請求対象文書が同時期に著しく大量であり、文書審査に時間がかかり、また、他の事務が繁忙であったため。
	マレーシア紛争における四ヶ国調停委員会や国際査察等への日本の参加を検討した文書	H17.4.7	H18.5.8	396	マレーシア紛争関連案件は、当時の最高レベルの機密を含む文書が多数含まれることが判明したため、当初の予想以上に慎重な審査が必要となったため。
	1968年12月23日に行われた第9回日米安全保障協議委員会(SCC)の関連文書(準備資料、議事録など)(他、計6件)	H17.4.25	H18.5.25	395	担当課における他の事務が著しく繁忙、また、開示請求にかかる行政文書、対象文書が含まれる可能性のあるファイルが著しく大量であったため、開示決定等までに1年超を要した。
	1970年の11月から12月にかけて行われた一連の日米基地再検討委員会(GOJ-US Base Review Committee)に関する文書(準備資料、議事録など)(他、計5件)	H17.4.25	H18.5.25	395	担当課における他の事務が著しく繁忙、また、開示請求にかかる行政文書、対象文書が含まれる可能性のあるファイルが著しく大量であったため、開示決定等までに1年超を要した。
	アジア地域-在濟州総領事館-対韓国文化活動 ファイル名:日本海呼称問題内の資料すべて(但し日本語文書のみ)	H17.4.26	H18.7.21	451	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要したため。
	マレーシア紛争 調書、資料 第2巻 1964年01月01日作成 1. 紛争に対する日本政府(総理、外相、外務省)の情勢判断、態度 2. 関係各国との意見交換・調整・交渉 3. 紛争に対する日本政府による仲介工作の経過	H17.5.23	H18.12.25	581	マレーシア紛争関連案件は、当時の最高レベルの機密を含む文書が多数含まれることが判明したため、当初の予想以上に慎重な審査が必要となったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	「インドネシア原子力事情、協力」の文書(1990年1月24日作成)	H17.6.2	H18.11.2	518	開示請求対象文書が著しく大量で、文書審査に予想外の時間を要したため。また、開示等決定に係る省内外合議に予想外の時間を要したため。
	「アジアトム」の文書(1995年10月24日作成)	H17.6.2	H18.11.30	546	開示請求対象文書が著しく大量で、文書審査に予想外の時間を要したため。また、開示等決定に係る省内外合議に予想外の時間を要したため。
	国際連合における中国代表権問題一件 1950年07月01日作成のファイル中1. 日本政府の国連中国代表権問題に対する政策決定過程がわかる文書、2. 中国代表権問題をめぐり日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部署の立場、意向、目的、方針がわかるもの、3. 日本の対中国政策の政策内容や方針がわかる文書(他、計6件)	H17.8.8	H19.3.30	599	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となりうる行政文書が大量で、対象文書の特定作業等に予想外の時間を要したため。また、開示決定等に係る省内合議に予想外の時間を要したため。
	1963年10月10日に日米の外交当局者間で行われた「Security Consultative Committee」(米国側呼称)の会議議事録・発言録や関連資料(準備資料・配付された資料など)(他、計4件)	H17.8.16	H18.12.5	476	担当課における他の事務が著しく繁忙、また、開示請求にかかる行政文書、対象文書が含まれる可能性のあるファイルが著しく大量であったため、開示決定等までに1年超を要した。
	在日米軍駐留経費に係る現行の特別協定締結に至る過程で示された米国側の要望内容が分かる文書(現在まで)	H17.8.23	H18.10.2	394	担当課における他の事務が著しく繁忙、また、開示請求にかかる行政文書、対象文書が含まれる可能性のあるファイルが著しく大量であったため、開示決定等までに1年超を要した。
	中共地区邦人引揚関係、引揚打合代表団派遣関係、第三巻、K'7-1-3-1-2の中、(10)代表団の北京に於ける中共側代表との会談関係の中、(6)代表団の北京に於ける活動等に関する工藤代表内話の件	H17.12.13	H19.3.6	448	開示請求の対象となりうる行政文書の探索、開示・不開示の審査に予想以上の時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	中国における遺棄化学兵器に関する調査報告書(第1回調査から最新のものまですべて。別冊等を含める。)。第8回現地調査(97年5～6月)の報告書(他、計5件)	H17.12.8	H19.1.16	395	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	中国における遺棄化学兵器に関する調査報告書(第1回調査から最新のものまですべて。別冊等を含める。)。第15回現地調査(2000年4月)の報告書	H17.12.8	H19.3.7	445	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	中国における遺棄化学兵器に関する調査報告書(第1回調査から最新のものまですべて。別冊等を含める。)。第16回現地調査(2001年2～3月)の報告書(他、計2件)	H17.12.8	H19.3.22	460	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	中国における遺棄化学兵器に関する調査報告書(第1回調査から最新のものまですべて。別冊等を含める。)。第18回現地調査(2001年10月)の報告書(他、計3件)	H17.12.8	H19.1.16	395	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	中国における遺棄化学兵器に関する調査報告書(第1回調査から最新のものまですべて。別冊等を含める。)。第21回現地調査(2002年8月)の報告書(他、計2件)	H17.12.8	H19.3.22	460	対象となる行政ファイル及び行政文書が大量であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、他の事務も著しく繁忙であったため。
	戦後処理、作成(取得)時期:1947年7月1日	H18.1.13	H19.2.16	399	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	戦後処理、作成(取得)時期:1952年1月1日	H18.1.13	H19.3.23	434	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	戦後処理、作成(取得)時期:1952年6月1日 その1(他、計2件)	H18.1.13	H19.2.13	396	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	戦後処理、作成(取得)時期:1952年6月20日	H18.1.13	H19.2.28	411	対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外に時間がかかった他、首脳・閣僚レベルの往来等当初予想し得なかった事務の繁忙により、開示請求の処理に十分な時間を割くことができなかったため。
	1973年1月に合意された安保条約運用協議会 (Security Consultative Group: SCG)の設置に 関する外務省内の討議の記録と、設置にいた るまでの米国側との交渉記録	H18.2.27	H19.3.29	395	担当課における他の事務が著しく繁忙、また、開示請求にかかる行政文書、対象文書が含まれる可能性のあるファイルが著しく大量であったため、開示決定等までに1年超を要した。
国税庁	「審理事例検索システム」に保存されている行政文書のすべて	H14.2.4	H18.7.25	1,632	約15,000件分の文書について、H14.4.5に相当の部分(30枚)を開示決定以降順次開示決定等しているもの。 H14.12.20:63.1KB(29枚分) H16.4.23:12.69MB(9,559枚分) H16.9.9:1.16MB(789枚分) H17.4.7:3.98MB(2,155枚分) H17.8.26:1.57MB(820枚分) H17.12.8:2.14MB(1,433枚分) 今回は、H18.7.25:1.59MB(905枚分) H19.3.2:6.41MB(2,266枚分)を開示決定等したもの
			H19.3.2	1,852	

○ 今年度に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから諮問までに90日超を要したものの(資料9)

	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
金融庁	特定銀行設立に伴う営業の免許申請書	H18.3.27	H18.7.7	102	対象文書が大量であり、不開示の妥当性を再精査するのに時間を要したため
	特定銀行設立に伴う営業の免許(予備審査)申請書	H18.3.27	H18.7.7	102	対象文書が大量であり、不開示の妥当性を再精査するのに時間を要したため
法務省	平成13年度司法試験第二次試験における請求者本人の解答案	H16.8.27	H18.8.31	724	他の複数の情報公開案件(訴訟への対応, 決定書作成)の処理と重なったため。
	平成16年度司法試験第二次試験における請求者本人の解答案	H16.9.13	H18.8.31	708	他の複数の情報公開案件(訴訟への対応, 決定書作成)の処理と重なったため。
	処分説明書等の一部開示決定に関する件	H17.4.19	H18.4.11	357	業務が多忙であったため
	平成17年12月1日付け法務省管在第5014号「不法残留者数の削減のための厳格な上陸審査等の実施について(通知)」	H18.5.17	H18.10.3	139	業務が繁忙を極めていたため。
	福岡拘置所E棟の電気関係・機械関係図面等の一部開示決定に関する件	H18.6.22	H18.9.25	95	他に多数の不服申立て案件を審査中であり, 当該案件に係る審査事務, 情報公開・個人情報保護審査会対応事務を並行して行っていたため。
	福岡拘置所E棟の電気関係・機械関係図面等の不開示決定に関する件	H18.6.22	H18.9.25	95	他に多数の不服申立て案件を審査中であり, 当該案件に係る審査事務, 情報公開・個人情報保護審査会対応事務を並行して行っていたため。
	福岡拘置所D棟の特定居室周辺の構造が分かる図面等の不開示決定(不存在)に関する件	H18.6.22	H18.9.25	95	他に多数の不服申立て案件を審査中であり, 当該案件に係る審査事務, 情報公開・個人情報保護審査会対応事務を並行して行っていたため。
	特定刑事施設において特定日に特定懲罰を言渡され, 当日執行停止とされた懲罰に関する調書等の不開示決定に関する件	H18.9.13	H18.12.20	98	他に多数の不服申立て案件を審査中であり, 当該案件に係る審査事務, 情報公開・個人情報保護審査会対応事務を並行して行っていたため。
東京拘置所の「総合警備監視室の運用について」の一部開示決定に関する件	H18.9.25	H19.1.12	109	他に多数の不服申立て案件を審査中であり, 当該案件に係る審査事務, 情報公開・個人情報保護審査会対応事務を並行して行っていたため。	

	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
外務省	1959年3月6日に藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部又は一部を記した覚書、報告書などの文書(他、計6件)	H16.9.3	H18.12.8	826	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
	「日米合同委員会議事録(施設以外)」に綴られた文書の全て(他、計22件)	H17.5.16	H18.10.5	507	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中していたため。
	「行政協定に基づく合同委員会合意インデックス」に綴られている文書の全て(他、計2件)	H17.10.3	H18.10.5	367	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中していたため。
	「日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意」(平成15年度(行情)答申第709号3頁)された事実を示す文書ないしその事実を記録した文書	H17.12.19	H18.10.5	290	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中していたため。
	「日米同盟未来のための変革と再編」(05年10月29日)に関してファイル化された文書の全て	H18.1.5	H18.6.28	174	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中していたため。
	平成15年(行情)諮問第569号における対象文書。※柳井駐米大使が田中外相に送った自衛隊艦艇の早期派遣をなどを求める意見書	H18.1.24	H18.8.17	205	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中していたため。

	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
外務省	平成16年度(行情)答申第304号で特定された文書1及び文書2(他、計2件)	H18.1.24	H18.8.17	205	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中していたため。
	「北朝鮮による飛翔体発射事案に関する外務省緊急対策本部」(ないしはその庶務担当部局)が、同事案に関して行政文書ファイルに綴った文書の全て	H18.12.25	H19.3.26	91	不服申立ての対象文書が著しく大量であって、調査・検討に時間を要したため。
厚生労働省	特定年度に特定労働局管内で送検されたすべての司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H16.8.26	H19.3.16	932	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度に特定労働局が法違反で企業名を公表した資料の全部開示決定に対して対象文書が他にも存在するとして開示を求めるもの	H16.8.26	H19.3.16	932	不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度に特定労働局管内で送検されたすべての司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H16.8.26	H19.3.16	932	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度に特定労働局管内で送検されたすべての司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H16.8.26	H19.3.16	932	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定証書番号に係る年金給付決定関係文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16.9.27	H19.3.12	896	不服申立事案に係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の特定労働局管内の送検されたすべての司法事件情報一覧	H16.11.29	H19.3.16	837	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。

	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定年度の特定労働局他13労働局管内で送検されたすべての司法事件情報一覧の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H16.11.30	H19.3.16	836	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の司法事件情報一覧(33労働局分)の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H17.1.19	H19.3.16	786	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年月の特定職業安定所の超過勤務命令簿、超過勤務伺の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.5.31	H18.9.6	463	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定年度の特定事業場に係る解雇予告除外認定綴	H17.6.20	H18.11.30	528	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H17.7.6	H19.3.16	618	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H17.7.6	H19.3.16	618	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H17.7.6	H19.3.16	618	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H17.7.6	H19.3.16	618	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。

	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	特定年度の司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H17.7.6	H19.3.16	618	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H17.10.11	H19.3.16	521	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H17.10.11	H19.3.16	521	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H17.10.11	H19.3.16	521	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H17.10.11	H19.3.16	521	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度の司法事件一覧表の一部開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H17.10.11	H19.3.16	521	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定年度に特定労働局が委嘱した労災協力医名簿の不開示決定に対し開示を求めるもの	H17.10.18	H18.10.26	373	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定学校法人の特定養成施設指定申請書及び承認文書	H18.2.27	H18.7.10	133	対象文書が著しく大量であり、資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため

	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	じん肺健康診断結果証明書(特定年度以降の労災認定事案)の不開示決定に対し取り消しを求めるもの	H18.3.7	H18.8.28	174	不服申立に係る事案の処理が集中している上に、不服申立に係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
	障害者任免状況通報書(特定年度特定労働局分)	H18.3.14	H18.6.15	93	所掌業務が著しく多忙であったため
	特定労働基準監督署受付の計画届の添付書類不開示決定に対し開示を求めるもの	H18.3.23	H18.9.20	181	慎重な検討が必要であったこと。また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定個人の申告に基づき特定事業場に指導した書類及び経過がわかる書類不開示(存否不応答)に対し開示を求めるもの	H18.5.9	H19.2.27	294	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金)の支給申請書の表面につき、その一部を不開示とした決定に対し開示を求めるもの	H18.5.15	H18.8.24	101	案件が複雑で処分庁との調整に時間を要し、且つ、所管業務が多忙を極めたため。
	「特定ファイル」のうち「労働保険審査会参与」(特定年月日)についての部分開示決定に対し不開示部分の開示を求めるもの	H18.5.16	H19.1.15	244	諮問に要する書類準備等に時間を要したため。
	労働保険審査会任免綴(特定年度)の一部開示決定に対し開示を請求するもの	H18.7.4	H19.1.15	195	諮問に要する書類準備等に時間を要したため。
	労働保険審査会任免綴(特定年度)の一部開示決定に対し開示を請求するもの	H18.7.4	H19.1.15	195	諮問に要する書類準備等に時間を要したため。

	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
厚生労働省	労働保険審査会任免綴(特定年度)の一部開示決定に対し開示を請求するもの	H18.7.4	H19.1.15	195	諮問に要する書類準備等に時間を要したため。
	特定年度の人口動態調査特別集計結果(中皮種の死亡者数)の一部開示決定に対し取り消しを求めるもの	H18.9.15	H19.3.29	195	諮問に要する書類準備等に時間を要したため。
経済産業省	平成15年度省エネ法第11条に基づく定期報告書	H17.1.7	H18.5.24	502	特定の課の特定の担当者に係る案件について大量の審査請求が集中し、3つの行政訴訟も同時並行で進んでいたため、その精査及び処理に多くの時間を要したため。
資源エネルギー庁	特定鉱山の昭和40年から昭和46年までの施設変更認可申請書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.5.26	H18.10.4	131	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要しているため。
	特定鉱山の鉱業廃棄物処理場の設置届及び変更届の一部開示決定に関する件	H18.12.13	H19.3.16	93	特定の課の特定の担当者に係る案件について、膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該担当者に業務が集中し、通常業務も処理しながら対応せざるをえず、作業に遅延が生じた。
国土交通省	国道41号加茂郡白川町の特定地点付近の路面表示の考え方がわかる資料の不開示決定(不存在)に関する件	H17.3.29	H18.9.14	534	審査請求書の補正、不服申立人との調整、関係機関との調整等に時間を要したため。
	住宅性能表示制度の施行にあたり「劣化の軽減に関する評価」を検討した委員会の会議議事録と資料等その根拠となる文書一切の不開示決定(不存在)に関する件	H17.11.22	H18.11.8	351	文書不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要したため。

	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	特定日付の巡回作業日報等の一部開示決定に関する件	H18.2.3	H19.1.12	343	同一の不服申立人から同時期に複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があったため。
	特定地番内にある五段重ねガードレールの設置年月日等の分かる全情報に係る文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.2.6	H19.1.12	340	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要した他、同一の不服申立人から同時期に複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があったため。
	検定証明書等の一部開示決定に関する件	H18.3.16	H19.1.12	302	同一の不服申立人から同時期に複数の不服申し立てを受けたことから、それらと併せた慎重な検討を行う必要があったため。
防衛省	平成17年度防衛庁職員採用Ⅰ種試験実施結果	H18.4.28	H18.9.11	136	異議申立書の記載不備事項の補正に時間を要したため。
	平成16年度防衛庁職員採用Ⅰ種試験実施結果	H18.4.28	H18.9.11	136	異議申立書の記載不備事項の補正に時間を要したため。
	平成17年度防衛庁職員採用Ⅱ種試験実施結果	H18.4.28	H18.9.11	136	異議申立書の記載不備事項の補正に時間を要したため。
	平成16年度防衛庁職員採用Ⅱ種試験実施結果	H18.4.28	H18.9.11	136	異議申立書の記載不備事項の補正に時間を要したため。
	特定企業報告書「将来SAM」関連情報の流出事案について	H18.5.16	H18.10.12	149	所掌業務が著しく多忙であったため。
	特定事案について防衛庁長官に報告した際に用いた資料	H18.5.8	H18.10.12	157	特定事案に関し、本事案の他に異議申立てを受けており、両事案の事務処理を併せて行ったため。
	イラク人道復興支援活動の教訓 インフォメーションオペレーション	H18.10.31	H19.2.5	97	同時期に複数の異議申立てがあったため、事務処理に時間を要したため。
	第4科情報資料	H18.10.31	H19.2.5	97	同時期に複数の異議申立てがあったため、事務処理に時間を要したため。
	情勢資料	H18.10.10	H19.2.19	132	同時期に複数の異議申立てがあったため、事務処理に時間を要したため。

	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛省	平成14年度米国における実動訓練成果について	H18.10.10	H19.2.19	132	同時期に複数の異議申立てがあったため、事務処理に時間を要したため。
	平成12年度隊務運営計画(中央調査隊)	H18.10.10	H19.2.19	132	同時期に複数の異議申立てがあったため、事務処理に時間を要したため。
	平成7年度中央調査隊史(中央調査隊)	H18.10.10	H19.2.19	132	同時期に複数の異議申立てがあったため、事務処理に時間を要したため。
	平成16年度情報収集計画について	H18.10.10	H19.2.19	132	同時期に複数の異議申立てがあったため、事務処理に時間を要したため。
	秘密区分指定簿(平成13年中央調査隊)	H18.10.10	H19.2.19	132	同時期に複数の異議申立てがあったため、事務処理に時間を要したため。
	平成13年度日米共同方面隊指揮所演習(米国)実施に関する陸上自衛隊一般命令他	H18.10.24	H19.2.19	118	同時期に複数の異議申立てがあったため、事務処理に時間を要したため。
	平成17年(行情)諮問第337号において防衛庁が提出した理由説明書でいう「他国から公表を前提としないで入手した情報」及び「陸上幕僚監部調査部が収集した情報」に該当する文書の全て	H18.10.24	H19.2.19	118	同時期に複数の異議申立てがあったため、事務処理に時間を要したため。

○ 調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てから90日超を経過しているもの(資料10)

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
内閣官房	橋本総理から研究・検討が指示された緊急事態が発生した場合の対応策に関する全文書(閣副安危第98-1号～第98-11号において特定された文書、及びそれ以降に作成又は収集された文書の全て)	H18.2.21	403	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	同件名であり一括して対応する事案: 全10件
	02年9月4日に発見された日本海中部の不審船に関して、官邸の危機管理センターが収集した関連情報、及び作成した関連文書の全て	H18.2.21	403	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	平成15年3月20日閣議決定において設置された「イラク問題対策本部」において収集・作成された全文書	H18.2.21	403	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	1994年の朝鮮半島の核危機に対する政府の検討に関する全文書(03年1月21日付『日経新聞』でのインタビューで石原官房副長官がインタビューが言及した事項に関連するもの)	H18.2.21	403	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	平成16年11月に発生した中国原子力潜水艦による領海侵犯事案に関して、官邸の危機管理センターが収集した関連情報、及び作成した関連文書の全て	H18.2.21	403	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	国際平和協力において自衛隊が実施する安全確保任務について(2004年9月7日付『産経』第14版第3面紹介)	H18.8.23	220	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	
	我が国の国際平和協力の在り方についての検討状況	H18.8.23	220	業務多忙により、諮問準備に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
内閣府	平成16年度のエネルギーの使用の合理化に関する法律第11条に基づく定期報告書(別表に掲げるもの)(第2表以下の部分(第1表と同じページに含まれるものを除く。))を除く。)	H18.12.6	116	類似の諮問・訴訟案件があり、判決等の内容を精査していたため。	
警察庁	愛知県警に係る平成8年度の総理府所管一般会計の計算証明書類	H17.2.28	761	本件他1件の部分開示決定に係る対象文書はいずれも都県警察にかかる総理府所管一般会計の計算証明書類であり、文書量が合計で11万部と著しく大量であり、多岐にわたる不開示部分及び不開示理由について諮問をするに際し、慎重な検討を要するため。	H19.8.16 審査会へ諮問
	警視庁(機動隊分を除く)に係る平成8年度の総理府所管一般会計の計算証明書類	H17.2.28	761	本件他1件の部分開示決定に係る対象文書はいずれも都県警察にかかる総理府所管一般会計の計算証明書類であり、文書量が合計で11万部と著しく大量であり、多岐にわたる不開示部分及び不開示理由について諮問をするに際し、慎重な検討を要するため。	H19.8.16 審査会へ諮問
法務省	第11回・12回司法試験委員会の議事内容を録音したテープと、発言者名のわかる議事内容を記録した文書	H16.12.27	883	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も控訴審において係属中であるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。	
	第13回・14回司法試験委員会の議事内容を録音したものと、発言者名のわかる議事内容を記録した文書	H17.1.17	862	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も控訴審において係属中であるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。	
	第15回司法試験委員会の会議内容を録音したもの	H17.3.24	796	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も控訴審において係属中であるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。	
	第16回司法試験委員会の会議内容を録音したもの	H17.3.24	796	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も控訴審において係属中であるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
法務省	(1)第17回司法試験委員会の会議内容を録音したもの (2)第15回・16回司法試験委員会の発言者名のわかる会議内容を記録した文書	H17.5.30	729	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も控訴審において係属中であるが、諮問を行うに当たっては、その審理状況等を踏まえつつ、更に検討を加える必要があったため。	
	平成17年度司法試験第二次試験口述試験に関する資料	H18.1.12	497	本件については、本人から行政訴訟が提訴され、現在も係属中であるが、諮問を行うに当たっては、同訴訟の審理を踏まえつつ、更に検討を加える必要があり、かつ、他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったため。	
	文書不特定及び開示請求手数料未納により、不開示決定した件につき、その決定の取消を求めたもの。	H18.10.3	167	業務の繁忙のため。	
	平成18年度司法試験第二次試験口述試験に関する資料	H18.11.7	202	本件については、同種事案について、本人から行政訴訟が提訴され、現在も係属中であり、諮問を行うに当たっては、同訴訟の審理を踏まえつつ、さらに検討を加える必要があり、かつ、他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったため。	
	第1回新司法試験の論文試験で参照・使用されていると考える採点基準に該当する文書	H18.12.22	157	他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったため。	
	東京入国管理局が行った入国在留審査要領第3分冊第10編第11章特別永住者に係る不開示部分について	H18.12.25	142	業務が繁忙を極めているため	
	名古屋入国管理局が行った在留資格「興行」に関する統計等の不存在について	H19.1.17	120	業務が繁忙を極めているため	
	東京入国管理局が行った在留資格「興行」に関する統計等の不存在について	H19.1.17	120	業務が繁忙を極めているため	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	在米日本国大使館で、平成11年度に支出した、飲食その他の供応及び便宜供与に関する、決裁に係る書類及び支出証拠(公邸での宴会に関連するものを除く)(領収書・請求書等を含む個別支出に対する決定を行った文書)他(他、計2件)	H16.2.10	1145	担当課において他に処理すべき開示請求事案等が多数重なり、不服申し立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	1960年8月から1964年11月までの間に開催された「外交政策企画委員会」の記録	H16.4.10	1085	開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量で、対象文書の検索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に予想外の時間を要しているため。	
	1945年から1972年までの沖縄の米4軍部隊の毎年ごとの設置状況とその変遷一切(空軍、海軍、陸軍、海兵隊4軍それぞれ) 例 米空軍第X部隊(1950年)→米空軍第Z部隊に再編成(1960年)等	H16.4.13	1082	不服申立ての対象文書が相当程度に大量で、調査・検討に時間を要したため。開示請求及び不服申し立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中しているため。また、首脳・閣僚レベルの往来等、不服申し立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	「北朝鮮の核兵器開発問題」(詳細表示[分類]対アジア・太平洋地域外交-北東アジア-北朝鮮情勢[作成(取得)時期]1989年06月29日)	H16.6.21	1013	不服申立ての対象文書が著しく大量であって、調査・検討に時間を要しているため。	
	平成16年8月に北京で開かれた日朝実務者協議において安否不明の拉致被害者に関する北朝鮮側に渡した質問状の控え及び同月以外で安否不明の拉致被害者に関する北朝鮮側に渡した質問状の控え	H16.9.25	917	六者会合、日朝政府間協議等、不服申し立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	「弾道ミサイル防衛技術共同研究」(詳細表示[分類]対北米地域外交-日米安全保障条約-日米相互防衛援助協定[作成(取得)時期]1995年04月20日(他、計2件))	H17.3.1	760	不服申し立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	地位協定 施設・区域の附表改正(手続き)	H17.3.1	760	不服申し立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	日米相互協力・安全保障条約関係 第6条に基づく地位協定関係	H17.3.1	760	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	日米合同委員会議事録のうち開催場所及び日時の記録部分(対象期間は第1回～請求日現在)	H17.4.12	718	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	「弾道ミサイル防衛技術共同研究」に綴られている文書の全て(他、計2件)	H17.4.30	700	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	平成17年2月21日付情報公開第00396号の「不開示理由一覧」において「公表を前提としない」とする事実を記録した文書の全て	H17.5.17	683	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	「日米の弾道ミサイル防衛協力」に綴られている文書の全て	H17.5.17	683	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	「北朝鮮関連資料集」*2003年7月11日付情報公開第01250号で開示されたものから更に改定ないし更新されたものがあればその最新版	H17.5.27	673	六者会合、日朝政府間協議等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	「弾道ミサイル防衛技術共同研究」の作成(取得)時期以降に同様のテーマで調製された行政文書ファイルに綴られた文書の全て(他、計3件)	H17.6.13	656	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	外務省の行政文書ファイルのうち弾道ミサイル防衛に関して綴られている文書の全て(期間は1995年1月～2004年12月末まで)	H17.7.13	626	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	別紙「秘密文書外部回付(配布)許可願」において許可の対象となった文書の全て	H17.7.13	626	不服申立ての対象文書が相当程度に大量で、調査・検討に時間を要したため。開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中しているため。また、首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	アメリカとの沖縄返還交渉の文書のうち、「愛知外相・ロジャーズ國務長官パリー会談概要」外務省電信案	H17.11.14	502	不服申立ての対象文書が相当程度に大量で、調査・検討に時間を要したため。開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中しているため。また、首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	「北朝鮮1」及び「北朝鮮3」(他、計3件)	H17.11.15	501	不服申立ての対象文書が著しく大量であるのに加え、イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の業務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。また、開示等決定に係る省内外の調整に予想外の時間を要しているため。	
	国際捕鯨委員会(IWC)に関する「外交働きかけの現状」及び右付属文書	H18.1.24	431	他にも開示請求が多く、本件不服申立てに係わる検討に時間を要しているため。	
	「民間会社の飛行場使用」に綴られている文書の全て	H18.4.11	354	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	「米国が対外的に明らかにしないこと」(平成16年)(行情)諮問第324号に関する理由説明書と意思表示した事実を示す、又はそうした事実を記録した全文書	H18.4.11	354	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	総合外交政策局安全保障政策課が管理する行政文書ファイルのうち日米防衛協力のための指針に関して綴られている文書の全て(対象期間は1997年10月1日?2005年3月31日まで)	H18.4.14	351	同時期に処理する不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	「朝鮮半島をめぐる動き」(06年4月6日付『朝日』紹介)	H18.5.30	305	六者会合、日朝政府間協議等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	沖縄返還に伴い、アメリカが支払うべき返還軍用地の原状回復費を日本政府が肩代わりすることを約束あるいは合意した内容を示す文書	H18.5.31	304	不服申立ての対象文書が相当程度に大量で、調査・検討に時間を要したため。開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中しているため。また、首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	「NPT第4条の交渉過程と国際核管理構想をめぐる議論に関する調査」(他、計4件)	H18.6.8	296	イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の事務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができないため。	H19.7.6 審査会へ諮問
	2006年5月1日の日米安全保障協議委員会における日米間の合意にかかる決裁関連文書の全て	H18.7.11	263	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	06年6月11日付『読売』(第14版第1面)が報じた外務省がまとめた諜報工作対応強化策の全て	H18.9.26	186	関係課室において同時期に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、不服申立に係る事案の処理以外の事務やその他通常の業務が著しく繁忙であるため。	
	国際捕鯨委員会(IWC)に関する「外交働きかけの現状」及び右付属文書	H18.8.9	234	他にも開示請求が多く、本件不服申立てに係わる検討に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	平成12年2月に木俣佳丈国会議員が訪米した際に、在米日本大使館が行ったすべての会食及び供応に関する、支出証拠、計算証明に関する計算書等一切	H18.8.17	226	担当課において他に処理すべき開示請求事案等が多数重なり、不服申し立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	平成12年2月に木俣佳丈国会議員が訪米した際に、在米日本大使館が行ったすべての会食の目的趣旨を記載した文書	H18.8.17	226	関係課室において同時期に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、不服申立に係る事案の処理以外の事務やその他通常の業務が著しく繁忙であるため。	
	平成18年7月1日現在で、外務省が保有するワインリストの最新版	H18.9.19	193	担当課において他に処理すべき開示請求事案等が多数重なり、不服申し立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	
	「安全保障参考資料1」、「安全保障参考資料2」、「安全保障参考資料3」に綴られている文書の全て(他、計4件)	H18.9.26	186	同時期に処理する不服申し立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	「防衛計画の大綱1」(作成(取得)時期:1976年1月1日)「防衛計画の大綱2」(作成(取得)時期:1995年1月1日)「防衛計画の大綱3」(作成(取得)時期:1995年1月1日/に綴られている文書の全て	H18.9.26	186	同時期に処理する不服申し立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。	H19.6.11 審査会へ諮問
	平成11年4月から5月に超党派国会議員団(日下部、鴨下、根本、小野寺議員他)が訪米した際に、在米日本大使館で支出されたすべての会食及び供応に関する、支出証拠、計算証明に関する計算書等一切(他、計2件)	H18.9.29	183	担当課において他に処理すべき開示請求事案等が多数重なり、不服申し立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	「イランのミサイル開発(北朝鮮との関係)」(詳細表示[分類]対中東アフリカ地域外交－対中東外交(中近東第二所掌分)－イラン情勢/外交[作成(取得)時期]1993年06月01日(他、計3件)	H18.10.24	158	答申の趣旨(同種の案件についての先例答申の関係等)につき情報公開・個人情報保護審査会に照会を行うなど調査に時間を要しているため。	
	「本件懇談会終了後も懇談会の目的を達成するための調査・研究・検討」(平成17年(行情)諮問第638号に関する補充理由説明書)に関わる全文書	H18.12.25	96	関係課室において同時期に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、不服申立に係る事案の処理以外の事務やその他通常の業務が著しく繁忙であるため。	
厚生労働省	特定年月日に特定企業から提出された時間外協定届の一部開示決定に対して取消しを求めるもの	H18.5.1	334	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	時間外休日協定届に綴られている特定企業本社、各工場分の一部開示決定に対して取消しを求めるもの	H18.5.1	334	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の存否応答拒否に対して開示を請求するもの	H18.6.15	289	慎重な検討が必要であったこと。また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の存否応答拒否に対して開示を請求するもの	H18.6.15	289	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の存否応答拒否に対して開示を請求するもの	H18.6.15	289	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の存否応答拒否に対して開示を請求するもの	H18.6.15	289	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定企業に対する是正勧告書、報告書等の不開示決定に対して開示を請求するもの	H18.7.10	264	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	開示請求書受付日の取扱い等を定めた文書の不開示決定(不存在)に対し、取消しを求めるもの	H18.7.10	264	慎重な検討が必要であり、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	開示請求者に連絡が取れないことを理由に請求書を返礼した事例の文書の不開示決定(不存在)に対し、取消しを求めるもの	H18.7.10	264	慎重な検討が必要であり、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	情報公開開示請求担当部署が開示請求者に発出した文書(特定年度分)の不開示決定(不存在)に対し、取消しを求めるもの	H18.7.10	264	慎重な検討が必要であり、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	開示請求者の請求趣旨が記載された文書(情報公開担当職員が作成したもの)一部開示決定に対して取消しを求めるもの	H18.5.10	325	慎重な検討が必要であり、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	触法少年の特性と援助の実態が記載された文書の不開示決定(不存在)に対し取り消しをもとめるもの	H18.7.24	250	慎重な検討が必要であり、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	労働者派遣法に基づき文書で是正指導したケースに関する決裁文書一部開示決定に対し開示を請求するもの	H18.8.10	233	所管業務が著しく多忙であったため。	
	労働者派遣法に基づき文書で是正指導したケースに関する決裁文書一部開示決定に対し開示を請求するもの	H18.8.10	233	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年度監督実施状況及び措置状況等統計表の一部開示決定に対し取消しを求めるもの	H18.8.11	232	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人に関する報告書(特定年度)の不開示(存否応答拒否)に対して開示を請求するもの	H18.8.14	229	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人に関する報告書(特定年度)の不開示(存否応答拒否)に対して開示を請求するもの	H18.8.14	229	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定病院が労働基準監督署に提出した特定個人の特殊健康診断結果報告書(特定年度)の不開示決定(存否応答拒否)に対し開示を請求するもの	H18.8.14	229	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定病院が個人が労働基準監督署に提出した特定個人の定期健康診断結果報告書(特定年度)の不開示決定(存否応答拒否)に対し開示を請求するもの	H18.8.14	229	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定福祉総合施設の補助金不正受給が分かる文書の不開示(不存在)に対し取消しを求めるもの	H18.8.14	229	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定建設工事現場の事故に関する監督調査文書、改善計画書等の一部開示決定に対し、取り消しを求めるもの	H18.9.19	193	慎重な検討が必要であったこと。また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定マンション新築工事に関して提出された保険関係成立届一式の一部不開示決定処分に対し変更処分の取り消しを求めるもの	H18.10.23	159	対応方法の検討に時間を要しているため。	
	特定期間の特定労働基準監督署による石綿事業場に対する調査、監督等の復命書の不開示(一部不存在)に対し、開示を請求するもの	H18.10.23	159	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定保健用食品の表示許可申請書、審査申請書類の一部開示決定に対し、不開示部分の一部開示を求めるもの	H18.5.23	312	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定労働基準監督署職員が民間企業のゴルフ割引券を使用した事案に係る調査内容の分かる書類の不開示決定に対し取り消しを求めるもの	H18.10.26	156	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定労働基準監督署におけ情報漏洩事案に係る調査内容の分かる書類の不開示決定に対し取り消しを求めるもの	H18.10.26	156	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年の特定企業に対する指導に係る監督復命書等の不開示決定に対し取り消しを求めるもの	H18.10.19	163	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年の特定企業職員に係る申告処理台帳の不開示決定(存否応答拒否)に対し取り消しを求めるもの	H18.10.19	163	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定労働局の特定企業に対する偽装請負についての指導文書の不開示決定(存否応答拒否)の取り消しを求めるもの	H18.11.7	144	所管業務が著しく多忙であったため。	
特定労働局の特定企業に対する職業安定法違反に係る是正指導文書の不開示決定(存否応答拒否)の取り消しを求めるもの	H18.11.7	144	所管業務が著しく多忙であったため。		

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定年の特定企業職員に係る相談記録綴一部開示決定に対し取り消しを求めるもの	H18.11.6	145	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定日付で特定企業に交付した是正勧告書等の一部開示決定に対し取り消しを求めるもの	H18.11.15	136	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定企業の特定年月日に受理した就業規則の不開示決定に対し、開示を求めるもの	H17.9.14	563	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定企業から特定労働基準監督署に提出された就業規則一切の不開示決定に対し、開示を求めるもの	H17.9.6	571	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定企業が特定労働基準監督署に提出した就業規則の不開示決定に対し部分開示を求めるもの	H17.11.21	495	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定企業で発生した労災事故に関する災害調査復命書の一部開示決定に対し開示を請求するもの	H17.12.26	460	慎重な検討が必要であったこと。また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度医師国家試験予備試験問題と正答値表の不開示決定(不存在)に対し取り消しを求めるもの	H18.1.12	443	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年度医師国家試験予備試験問題と正答値表の不開示決定(不存在)に対し取り消しを求めるもの	H18.1.13	442	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年度医師国家試験予備試験問題と正答値表の不開示決定(不存在)に対し取り消しを求めるもの	H18.1.14	441	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年度医師国家試験予備試験問題と正答値表の不開示決定(不存在)に対し取り消しを求めるもの	H18.1.15	440	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年度医師国家試験予備試験問題と正答値表の不開示決定(不存在)に対し取り消しを求めるもの	H18.1.16	439	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
特定年度医師国家試験予備試験問題と正答値表の不開示決定(不存在)に対し取り消しを求めるもの	H18.1.17	438	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。		

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定年度医師国家試験予備試験問題と正答値表の不開示決定(不存在)に対し取り消しを求めるもの	H18.1.18	437	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年度医師国家試験予備試験問題と正答値表の不開示決定(不存在)に対し取り消しを求めるもの	H18.1.19	436	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年度医師国家試験予備試験問題と正答値表の不開示決定(不存在)に対し取り消しを求めるもの	H18.1.20	435	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定年度医師国家試験予備試験問題と正答値表の不開示決定(不存在)に対し取り消しを求めるもの	H18.1.21	434	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定回医師国家試験の禁忌肢及び当該選択肢、理由を示す資料の不開示決定(一部不存在)に対し、不存在部分の取り消しを求めるもの	H18.2.16	408	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定回医師国家試験の禁忌肢及び当該選択肢、理由を示す資料の不開示決定(一部不存在)に対し、不存在部分の取り消しを求めるもの	H18.2.16	408	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定回医師国家試験の禁忌肢及び当該選択肢、理由を示す資料の不開示決定(一部不存在)に対し、不存在部分の取り消しを求めるもの	H18.2.16	408	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定回医師国家試験の禁忌肢及び当該選択肢、理由を示す資料の不開示決定(一部不存在)に対し、不存在部分の取り消しを求めるもの	H18.2.16	408	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定回医師国家試験の禁忌肢及び当該選択肢、理由を示す資料の不開示決定(一部不存在)に対し、不存在部分の取り消しを求めるもの	H18.2.16	408	開示・不開示の判断に係る検討等に時間を要したため。また、所管業務が著しく多忙であったため。	
	障害者任免状況通報書(特定年度の特定地方自治体の分)の一部開示決定に対し取り消しを求めるもの	H18.3.13	383	所管業務が著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16.5.13	1052	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16.5.13	1052	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定期間の是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16.6.1	1033	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定法人に対する是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H16.6.1	1033	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部部の開示を求めるもの	H16.9.8	934	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部部の開示を求めるもの	H16.9.8	934	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.13	929	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため	
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.13	929	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため	
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.13	929	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため	
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.13	929	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため	
	特定労働局の労災保険料算定文書の不存在による開示決定に対して文書は存在するとして開示を求めるもの	H16.9.13	929	資料等情報収集及び対応方法の検討に時間を要しているため	
	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H16.11.19	862	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H16.11.19	862	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H16.11.19	862	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の労働基準監督官採用試験関係文書の一部開示決定に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H16.11.19	862	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部部の開示を求めるもの	H16.11.29	852	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部部の開示を求めるもの	H16.11.29	852	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部部の開示を求めるもの	H16.12.9	842	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定年度の是正勧告書等の一部開示決定に対して不開示部部の開示を求めるもの	H16.12.9	842	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定期間の是正勧告書等の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H17.1.24	796	対象文書が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社に対する指導文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.2.25	764	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社に対する是正勧告文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.2.25	764	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定事案に係る保険給付実地調査復命書等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H17.2.28	761	不服申立事案が集中したこととあわせ、対象文書が大量であり、各情報の開示・不開示の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への指導票等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	737	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	737	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	737	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。		

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	737	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	737	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への是正勧告書等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.24	737	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への是正勧告書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.25	736	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定会社への指導文書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H17.3.25	736	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
社会保険庁	平成16・17年度の保険医療機関等選定委員会議事録、個別指導対象一覧表(医科、歯科)等の一部開示決定(一部不存在)に対して不開示部分の開示等を求めるもの	H18.2.6	419	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	指導大綱(苦情・情報提供・相談処理票を含む)のみとした開示決定に対して、他にも文書は存在するとし開示を求めるもの	H18.8.14	230	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定期間の医療機関の個別指導実施通知及び個別指導結果通知等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H18.8.14	230	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	適用事業所総合調査(復命)書の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H18.9.14	209	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定期間の医療機関の個別指導実施通知及び個別指導結果通知等の一部開示決定に対して不開示部分の開示を求めるもの	H18.12.13	109	対応方法の検討に時間を要したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
経済産業省	平成16年度省エネ法第11条に基づく定期報告書	H18.12.4	117	同趣旨の審査請求について、審査会に諮問中であったため、その答申を得てから、その判断に沿った形で諮問をしようと考えていたため。	
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場のロボットカメラ検査資料の不開示決定(不存在)に関する件	H18.5.23	312	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じたため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場の底部暗渠内スライムに対する検査資料の不開示決定(不存在)に関する件	H18.6.2	302	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じたため。	
	特定鉱山のたい積場の昭和35、昭和37及び昭和40年の施設変更認可申請書(「中さこ上流暗渠延長」含む)の不開示決定(不存在)に関する件	H18.6.21	283	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要しているため。	
	特定鉱山のたい積場の昭和40年及び昭和42年の施設変更認可申請書(「補強暗渠延長」含む)の不開示決定(不存在)に関する件	H18.6.26	278	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要しているため。	
	特定鉱山のたい積場の昭和40年及び昭和42年の施設変更認可申請書(「底設暗渠排出口より上流へ「A型暗渠延長=47.3mの施設を含む」)の不開示決定(不存在)に関する件	H18.6.27	277	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要しているため。	
	理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)中「復旧工事」の詳細がわかる文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.10.16	167	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、不服申立ての理由を把握するのに多くの時間を要しているため。	
	理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)中「流失箇所」の原因と対策を記した文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.10.18	165	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、不服申立ての理由を把握するのに多くの時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場の昭和35年の施設変更認可申請書(理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)からの引用)の不開示決定(不存在)に関する件	H18.10.18	165	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	
	特定鉱山のたい積場に対する流失事故につき、行政文書不開示決定通知書及び、理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)、答申書、裁決書各書文中に、「流出箇所」と明記されているが、他の案件で行政文書開示請求した所「全壊流出」と記載されていた。その整合性がわかる文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.11.10	141	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、不服申立ての理由を把握するのに多くの時間を要しているため。	
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の全施設設置物の計画書、工事設計明細書、図面、構造図、の(鉱業上使用する建設物、工作物、その他施設の施置物)工事着手14日前、着工完成検査の日時のわかる行政文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.11.13	136	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	
	理由説明書(諮問番号:平成17年第358号)中、特定部分(たい積場の一部であるかん止堤についてまで設置届けの認可を義務付けていない)との根拠を記した行政文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.12.13	108	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、不服申立ての理由を把握するのに多くの時間を要しているため。	
国土交通省	指定確認検査機関の特定会社(平成13年6月1日認可)の株主出資比率のわかる書類(報告書類(H15検査))の一部開示決定に関する件	H16.12.25	826	担当部署が建築士法等法令の改正業務と重なったこと、国家試験の準備の時期にあったこと及び昨今の構造計算書偽装問題において、指定確認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等により、著しく繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	特定法人の指定確認検査機関指定申請書及び添付書類のうち省令で定める書類の一部開示決定に関する件	H17.6.5	664	担当部署が建築士法等法令の改正業務と重なったこと、国家試験の準備の時期にあったこと及び昨今の構造計算書偽装問題において、指定確認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等により、著しく繁忙であるため。	
	独立行政法人都市再生機構資産評価委員会配付資料の一部開示決定に関する件	H17.6.6	663	開示可否を精査すべき情報が大量であり、検討に時間を要しているため。	
	「平成17年度連続立体交差事業等説明資料」のうち、西鉄宮地岳線連続立体交差事業に係る部分の開示決定に関する件	H17.11.7	509	処分庁の弁明書作成、審査請求人への弁明書送付や反論書提出等の行政不服審査法に基づく諸手続を経た上で、開示の可否について検討しているため。	
	①特定法人の確認検査機関登記簿謄本及び役員変更届出書(略歴書、身分証明書及び登記されていないことの証明書は除く)②審査請求説明資料のうち打合せ記録を除いたものの一部開示決定に関する件	H17.11.20	496	担当部署が建築士法等法令の改正業務と重なったこと、国家試験の準備の時期にあったこと及び昨今の構造計算書偽装問題において、指定確認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等により、著しく繁忙であるため。	
	①特定法人の確認検査機関登記簿謄本及び役員変更届出書のうち略歴書、身分証明書及び登記されていないことの証明書②審査請求説明資料のうち打合せ記録の不開示決定に関する件				
	特定個人に係る建築基準適合判定資格者登録簿の不開示決定(存否応答拒否)に関する件				
	2005年7月22日付特定法人提出資料の不開示決定に関する件	H17.12.25	461	担当部署が建築士法等法令の改正業務と重なったこと、国家試験の準備の時期にあったこと及び昨今の構造計算書偽装問題において、指定確認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等により、著しく繁忙であるため。	
平成14年度寒川地区における危険物質に関する調査検討業務報告書の一部開示決定に関する件	H18.2.17	407	国内外の情報守秘約文が含まれていることから、海外文書については外務省経由で確認行為を実施しており、時間を要しているため。		

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	平成15年度寒川地区における危険物質に関する調査検討(その2業務)報告書の一部開示決定に関する件	H18.2.17	407	国内外の情報守秘約文が含まれていることから、海外文書については外務省経由で確認行為を実施しており、時間を要しているため。	
	熊谷左岸堤防除草工事設計書の開示決定に関する件(文書の特定)	H18.3.20	376	不服申立人から取り下げの意向が示され、処理を保留していたため。	
	横浜環状南線都市型トンネル検討会の報告書の不開示(不存在)決定に関する件	H18.5.25	310	文書の不存在に対する事案であり、関係機関も含めた当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要しているため。	
	都市街区確認等調査業務(松山市)の一部開示決定に関する件	H18.8.31	212	内容確定のための審尋や多岐にわたる対象文書の精査に時間を要した。加えてその処理中に新たな検討を要する類似の開示請求が行われ一層の時間を要しているため。	
	H18一宮橋下部耐震工事設計書・特記仕様書の一部開示決定に関する件	H18.9.29	183	関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
	東京電力湯沢発電所水利使用変更許可書の開示決定(No3の撤回による全部開示)に関する件	H18.9.28	184	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業、再弁明書の提出及び口頭意見陳述を行ったことにより時間を要したため。	
	特定法人より建設大臣宛に提出された「建築基準法第38条に基づく認定申請書」等の不開示決定に関する件	H18.10.6	176	法律改正等の業務と重なり、著しく繁忙であったため。	
	特定会社への指導等に関する件	H18.10.6	176	本件に関する多数の開示請求があり、内容の検討等に時間を要しているため。	
	総務省行政評価局行政相談課からの照会に対する回答作成のための報告文書の不開示(不存在)に関する件	H18.10.31	151	文書の不存在に対する事案であり、当該文書の探索作業などの事実関係の確認に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	H18.9.6に開示決定された文書(国住指第1616～1617号)が真正な文書であるか否かの異議に関する件	H18.11.3	148	法律改正等の業務と重なり、著しく繁忙であったため。	
	特定会社への指導等に関する件	H18.11.25	126	本件に関する多数の開示請求があり、内容の検討等に時間を要しているため。	
	指定確認検査機関指定申請書及び添付書類の開示決定に関する件	H18.11.25	126	担当部署が建築士法等法令の改正業務と重なったこと、国家試験の準備の時期にあったこと及び昨今の構造計算書偽装問題において、指定確認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等により、著しく繁忙であるため。	
	亀山市高塚町東側に設置した街区基準点に関する文書の一部不開示決定に関する件	H18.11.27	124	開示可否の精査及び関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
	H18本宿高規格堤防盛土工事入札時技術資料(落札者の施工計画書)の不開示決定に関する件	H18.12.1	120	関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
	特定建物に関連して都道府県から受けた文書の不開示決定に関する件	H18.12.3	118	担当部署が建築士法等法令の改正業務と重なったこと、国家試験の準備の時期にあったこと及び昨今の構造計算書偽装問題において、指定確認検査機関に対する立入検査、指導及び法令の見直し等により、著しく繁忙であるため。	
	運輸審議会(TX、東武鉄道、沖縄タクシー、安全管理規定)に関する審議に係る文書等に関する件	H18.12.7	114	開示可否を精査すべき文書が大量であり、かつ、関係部署を通じ、利害関係者との意見調整に時間を要しているため。	
	工事設計書・特記仕様書の一部開示決定に関する件②	H18.12.14	107	関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
	工事入札時技術資料(落札者の施工計画書)の不開示決定に関する件②	H18.12.14	107	関係部署との意見調整に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	工事入札時技術資料(落札者の施工計画書)の不 開示決定に関する件③	H18.12.14	107	関係部署との意見調整に時間を要しているため。	
	特定会社に対して実施した調査報告書等及び行政 処分基準等に関する一部不開示決定に関する件	H18.12.15	106	開示可否の精査及び関係部署との意見調整に時 間を要したため。	
	特定会社に対して実施した調査報告書等及び行政 処分基準等に関する不開示決定に関する件	H18.12.15	106	開示可否の精査及び関係部署との意見調整に時 間を要したため。	
	特定会社への指導等に関する件	H18.12.18	103	本件に関する多数の開示請求があり、内容の検 討等に時間を要しているため。	
	特定会社への指導等に関する件	H18.12.19	102	本件に関する多数の開示請求があり、内容の検 討等に時間を要しているため。	
防衛省	「外国政府に対する秘密の提供について(通達)」 に基づいて外国政府に対して行われた秘密の提 供の事例を示す文書	H18.12.25	96	本事案の受付け後、同様の事案の異議申立てを 受けたことから、併せて事務処理を行っているた め。	H19.4.25 審査会へ諮 問

○ 今年度に行った裁決・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに60日超を要したもの（資料11）

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
宮内庁	ヴァイニング夫人契約書	H17.5.31	H18.5.10	344	答申を受けてのさらなる開示・不開示の審査に予想以上に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。
	「侍従職日記」(昭和20年8月)	H17.4.18	H18.6.6	414	答申を受けてのさらなる開示・不開示の審査に予想以上に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙のため。
法務省	論文式試験得点調整プログラムのソースリスト	H16.6.25	H18.10.3	818	他の複数の情報公開案件(訴訟への対応, 決定書作成)の処理と重なったため。
	司法試験第二次試験ファイルに記録されているデータのうち, 特定の受験者に係る論文式試験の科目別得点	H18.2.6	H18.10.10	244	他の複数の情報公開案件(訴訟への対応, 決定書作成)の処理と重なったため。
	大分刑務所が被収容者のために支出した金額がわかる文書等の不開示決定(形式上の不備)に関する件	H18.8.4	H18.11.27	115	他に多数の不服申立て案件を審査中であり, 当該案件に係る審査事務, 情報公開・個人情報保護審査会対応事務を並行して行っていたことに加え, 答申受領後, 審査請求人である刑事施設被収容者からの行政不服審査法第25条に基づく口頭意見陳述の要求に対応したため。
	高松刑務所の職員研修出欠名簿の一部開示決定に関する件	H18.11.10	H19.1.23	74	他に多数の不服申立て案件を審査中であり, 当該案件に係る審査事務, 情報公開・個人情報保護審査会対応事務を並行して行っていたため。
外務省	1958年7月30日に東京で行われた藤山外相とマッカーサー米駐日大使の日米安保条約改定の予備交渉の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議内容の全部又は一部を記した覚書、報告書などの文書	H17.2.4	H19.2.23	749	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
外務省	1958年9月11日にワシントンで行われた藤山外相とダレス國務長官の会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議内容の全部又は一部を記した覚書、報告書などの文書	H17.2.4	H19.2.23	749	不服申立ての対象文書が相当程度に大量で、裁決・決定を行うに当たって、答申に基づき個別具体的に当てはめを行う必要があったため。開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中していたため。また、首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であったため。
	1959年5月11日に東京で行われた藤山外相とマッカーサー大使との会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議内容の全部又は一部を記した覚書、報告書などの文書	H18.4.21	H18.7.7	77	不服申立てに係る事務処理が担当部門に著しく集中していたため。
	1959年8月13日、日本赤十字社と北朝鮮赤十字会の間で結ばれた「在日朝鮮人の北朝鮮帰還に関する協定」とそれに伴うその後の在日朝鮮人の北朝鮮帰還事業に関し、日本政府が日本赤十字社から受け取った日朝赤十字間及び日本赤十字社と赤十字国際委員会との交渉記録、報告書などの文書	H17.7.26	H18.6.26	335	六者会合、日朝政府間協議等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であったため。
	1951年から65年にかけて日本と韓国の間で七次にわたって行われた日韓国交正常化交渉（日韓会談）のうち、第六次会談に関する議事録、速記録、覚書、確認書、メモ、報告書など関係文書一切（他、計17件）	H17.7.26	H18.9.22	423	六者会合、日朝政府間協議、日朝包括並行協議等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
外務省	在米日本国大使館が行った便宜供与のうち、「平成11年便宜供与件数統計表(平成12年8月大臣官房総務課作成)」に記載された取扱議員件数43件の、便宜供与の内容を記した文書	H17.8.25	H18.6.13	292	不服申立ての対象文書が相当程度に大量で、裁決・決定を行うに当たって、答申に基づき個別具体的に当てはめを行う必要があったため。開示請求及び不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中していたため。また、首脳・閣僚レベルの往来等、不服申立てに係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙であったため。
	「日米防衛協力のための指針」関連3 詳細表示[分類]総合外交政策-安全保障政策-我が国の安全保障政策 [作成(取得)時期]1996年09月01日	H18.6.26	H18.9.28	94	同時期に処理すべき不服申立てに係る事務処理が担当部門において多数重なったため。
	「日米防衛協力のための指針」関連5 詳細表示[分類]総合外交政策-安全保障政策-我が国の安全保障政策 [作成(取得)時期]1997年02月01日	H18.7.10	H18.9.21	73	同時期に処理すべき不服申立てに係る事務処理が担当部門において多数重なったため。
	「日米防衛協力のための指針」関連8 詳細表示[分類]総合外交政策-安全保障政策-我が国の安全保障政策 [作成(取得)時期]1997年06月01日	H18.7.24	H18.12.8	137	同時期に処理すべき不服申立てに係る事務処理が担当部門において多数重なったため。
	国際捕鯨委員会(IWC)に関する「外交働きかけの現状」及び右付属文書	H17.12.22	H18.7.3	193	答申に沿った再決定をするにあたり、答申内容の確認に時間を要したため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
外務省	「対外情報機能強化に関する懇談会」関連文書(開催要項・議事録等・懇談会に提出された討議資料等)	H18.5.16	H18.8.1	77	関係課室において同時期に処理すべき開示請求事案が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外の時間を要したため。
	「日米防衛協力のための指針」関連1(詳細表示 [分類]総合外交政策－安全保障政策－我が国の安全保障政策 [作成(取得)時期]1996年04月01日に綴られている文書の全て(他、計2件))	H18.12.15	H19.3.2	77	同時期に処理すべき不服申立てに係る事務処理が担当部門において多数重なったため。
文部科学省	特定大学の校地等変更届	H16.12.17	H18.6.6	536	答申を受けて関係者との調整等、慎重な検討を行う必要があったため。
厚生労働省	特定個人の申告に係る申告処理台帳の不開示決定(存否不応答)に対して開示を求めるもの	H18.10.19	H19.2.27	131	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	障害者任免状況通報書(特定年度、特定労働局)の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H18.9.14	H19.2.26	165	所管業務が著しく多忙であったため。
	特定労働局が特定期間を実施した特定事業場の指導票、是正報告書の不開示決定に対して開示を求めるもの	H18.4.27	H18.6.27	61	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働局の特定年の社会福祉法人に対する是正、指導票、是正報告書の不開示に対して開示を求めるもの	H18.9.21	H19.1.23	124	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働局の特定年の社会福祉法人に対する是正勧告書等の不開示に対して開示を求めるもの	H18.9.21	H19.1.23	124	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定労働局における特定期間の指導票等の不開示決定に対して開示を求めるもの	H18.3.31	H18.6.27	88	不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	市町村等の機関における障害者任免状況調査票の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H18.6.15	H19.3.22	280	所管業務が著しく多忙であったため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	監督官執務規範等の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H18.7.7	H18.11.30	146	開示・不開示の判断基準となる資料が著しく大量であり、調査・検討に時間を要したこと。また、不服申立事案が集中した上に所管業務が著しく繁忙であったため。
	特定法人に対する指導関係書類の不開示決定に対して開示を求めるもの	H18.7.14	H18.9.15	63	所管業務が著しく多忙であったため。
	市町村等の障害者任免状況調査票の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H18.6.15	H19.3.22	280	所管業務が著しく多忙であったため。
	労働者死傷病報告の一部開示決定の取り消しを求めるもの	H17.12.14	H18.6.27	195	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	労働者死傷病報告の一部開示決定の取り消しを求めるもの	H17.12.14	H18.6.27	195	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。
	障害者任免状況通報書(国及び都道府県部局・市町村)の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H18.6.15	H19.3.22	280	所管業務が著しく多忙であったため。
社会保険庁	電波障害範囲等を記載した住宅地図等の一部開示決定に関する件	H18.4.7	H18.6.22	77	所管業務が著しく多忙であったため。
	広島大学病院に係る特定共同指導結果通知書の不開示決定に関する件	H18.4.20	H18.7.5	77	所管業務が著しく多忙であったため。
	広島大学病院に対しての特定個人に係る指導と返還等の指示事項の不開示決定に関する件	H18.4.20	H18.7.5	77	所管業務が著しく多忙であったため。
経済産業省	特定会社に係る予約前受金残高等報告書	H16.10.28	H18.5.18	567	特定の課の特定の担当者に係る案件について大量の開示請求及び審査請求が集中し、その精査及び処理に多くの時間を要したため。
	特定会社に係る予約前受金残高等報告書	H16.10.28	H18.5.18	567	特定の課の特定の担当者に係る案件について大量の開示請求及び審査請求が集中し、その精査及び処理に多くの時間を要したため。
	特定会社に係る予約前受金残高等報告書	H16.10.28	H18.5.18	567	特定の課の特定の担当者に係る案件について大量の開示請求及び審査請求が集中し、その精査及び処理に多くの時間を要したため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
経済産業省	特定会社に係る予約前受金残高等報告書	H16.10.28	H18.5.18	567	特定の課の特定の担当者に係る案件について大量の開示請求及び審査請求が集中し、その精査及び処理に多くの時間を要したため。
	特定会社に係る予約前受金残高等報告書	H16.10.28	H18.5.18	567	特定の課の特定の担当者に係る案件について大量の開示請求及び審査請求が集中し、その精査及び処理に多くの時間を要したため。
	特定会社に係る予約前受金保全措置届出書	H16.10.28	H18.5.18	567	特定の課の特定の担当者に係る案件について大量の開示請求及び審査請求が集中し、その精査及び処理に多くの時間を要したため。
	特定会社に係る予約前受金保全措置届出書	H16.10.28	H18.5.18	567	特定の課の特定の担当者に係る案件について大量の開示請求及び審査請求が集中し、その精査及び処理に多くの時間を要したため。
	特定会社に係る予約前受金保全措置届出書	H16.10.28	H18.5.18	567	特定の課の特定の担当者に係る案件について大量の開示請求及び審査請求が集中し、その精査及び処理に多くの時間を要したため。
	特定会社に係る予約前受金残高等報告書	H16.10.28	H18.5.18	567	特定の課の特定の担当者に係る案件について大量の開示請求及び審査請求が集中し、その精査及び処理に多くの時間を要したため。
防衛省	他国との間において公にしないことを取り決めた事実を示す文書	H18.7.28	H18.10.6	70	答申の他、開示請求及び異議申立てが重なり、事務処理に時間を要したため。
	平成13年度第1回日米共同訓練セミナー実施記録について他	H17.4.18	H18.4.18	365	答申において新たに特定すべきとされた文書が大量であり、開示・不開示の判断に時間を要したため。
	イラク・ハンドブック	H18.7.26	H18.10.6	72	答申において開示すべきとされた部分の検討に時間を要したため。
	陸自教範「対ゲリラ・コマンドウ作戦」	H18.7.25	H18.10.10	77	答申の他、開示請求及び異議申立てが重なり、事務処理に時間を要したため。

○ 調査日現在、答申を受けて裁決・決定の準備中である事案のうち、答申を受けてから60日超を経過しているもの(資料12)

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
内閣官房	「自衛隊が多国籍軍の中で活動する場合の活動のあり方に関する米国、英国との了解について」でいう「事前にそれぞれの政府部内で正式な検討」にかかわる文書の不開示決定(不存在)に関する件	H17.3.8	753	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条に基づく情報公開審査会への諮問及び第19条に基づく不服申立人への諮問の通知について」の一部開示決定に関する件(文書の特定)	H17.3.11	750	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	WG-2第1回会合配布資料の不開示決定に関する件	H17.3.15	746	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	WG-2第1回会合の会議議事概要の一部開示決定に関する件	H17.3.15	746	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	WG-2第1回会合配布資料の不開示決定に関する件	H17.3.15	746	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	平成16年3月5日付け閣副安危第98-1号から第98-11号までを分類・整理した文書の不開示決定(不存在)に関する件	H17.3.15	746	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	緊急事態に我が国が採るべき対応について関係省庁が検討・討議した会議議事録概要等の一部開示決定等に関する件	H17.3.29	732	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	内閣広報官において国税庁における週休日の開庁について検討した文書の不開示決定(不存在)に関する件	H17.4.18	712	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
内閣官房	潜水艦による領海侵犯事案に係る事案関連地図等の一部開示決定に関する件	H17.6.28	641	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	第3回国防会議関係資料の不開示決定に関する件	H17.10.12	535	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	「我が国の国際平和協力の在り方についての検討状況」の不開示決定に関する件	H18.2.7	417	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	「国際平和協力において自衛隊が実施する安全確保任務について」の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H18.5.16	319	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	平成16年(行情)諮問第665号事件に関し、審査請求人が意見を一部保留したにもかかわらず、これを無視し、保留部分に対する意見書の提出のないまま、同事件の答申書を送付することとなった経緯及び理由のわかる文書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.6.2	302	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
	有事法制第3分類に関する文書の不開示決定に関する件	H18.12.19	102	答申後、採決に向けた検討に時間を要したため。	
警察庁	警視庁等に係る総理府所管一般会計の計算証明書類のうち支出証拠書類等の一部開示決定に関する件	H18.10.17	165	答申の内容に沿った決定をするに当たり、文書が大量でありその精査、確認作業に時間を要しているため。	6件の開示請求であったが、答申は1件でまとめられている。
法務省	矯正施設用電気設備工事標準図平成7年版の不開示決定(不存在)に関する件	H18.7.28	300	通常業務繁忙のため、処理までに時間を費やしているため。	
外務省	報償費の支出に関する基準の内容がわかる文書	H16.4.20	1075	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
外務省	貴省大臣官房で支出された平成11年度中の平成12年2月及び3月に支出された「報償費」に関する支出証拠、計算証明に関する計算書等支出がわかる書類	H16.5.18	1047	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	1996年度の報償費の支出のうち、債主欄に「内閣官房長官」と記された支払決議書(他、計5件)	H16.3.31	1095	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	1996年に在外公館長が赴任する際、各国の首脳や高官、公共施設などに渡すための贈呈品購入(総額50万円以上)のために支出された報償費の支払決議書、証拠書類(請求書、領収書など)、及び、添付された見積書・契約書の写し・検査調書(他、計5件)	H16.3.9	1117	大量請求案件で、開示部分の変更があり、実施文書作成に特に時間を要しているほか、他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	1996年度の報償費について、(1)各部局(長)ごと、在外公館ごとの支出計画(2)年度末の各部局(長)ごと、在外公館ごとの実際の支出額が分かる文書(他、計5件)	H16.7.27	977	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	1997年3月分の在ロシア日本国大使館の報償費の支出がわかる文書(他、計3件)	H16.3.9	1117	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	「在外公館報償費の配賦及び執行方針、2000年度	H16.4.20	1075	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	各局部課長あて文書「情報収集活動用設宴限度額等について」2000年3月30日ごろ	H16.4.20	1075	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
外務省	報償費の定義や使用区分、交際費との区別、事前申請の要否、使用にあたっての注意事項など、1991年4月から2001年3月までの間に会計課が作成した報償費使用のガイドライン	H16.3.31	1095	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	執務提要('89年4月作成)のファイルの報償費に関する一切の文書	H16.5.18	1047	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	(1)1993年1月12日に日本政府と旧ソ連邦諸国(計12ヶ国)政府の間で署名され、結ばれた北方四島住民支援のための「支援委員会の設置に関する協定」の文書、及び関連する政府間の覚書、それぞれの付帯文書、他関係文書一切、(2)前記の協定又は覚書の締結に関する日本政府・外務省の記録及び付帯文書・メモ、報告書、他関係記録一切	H16.6.22	1012	決定により生じる可能性のある影響を含め慎重に検討の上、決定する必要があるため。	
	松尾克俊元外務省要人外国訪問支援室長の在職中の政府の機密費(報償費)の管理、支出等に関する一切の事務処理に関する要領・手順等を記載した一切の文書	H16.4.20	1075	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	報償費(機密費)の支出基準の分かる文書	H16.4.20	1075	他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	1958年11月26日に藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部又は一部を記した覚書、報告書などの文書	H18.4.21	344	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
外務省	在フランス日本大使館の報償費(機密費)支出に関する一切の資料(平成12年度)(他、計3件)	H16.2.10	1145	大量請求案件で、開示部分の変更があり、実施文書作成に特に時間を要しているほか、他に処理すべき開示請求事案が多数重なり、他の事務の繁忙などから当該裁決・決定の事務処理が困難であるため。	
	1958年10月4日に岸首相、藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録、この種の議事録・会談録が存在しない場合は、文書名の如何を問わず、会議の内容の全部又は一部を記した覚書、報告書などの文書	H18.4.21	344	不服申立てに係る事務の処理が担当部門に著しく集中しているため。	
	「イラク 大量破壊兵器」(詳細表示[分類]対中東アフリカ地域外交-対中東外交(中近東第二課所掌分)-イラク情勢/外交[作成(取得)時期]1992年05月01日(他、計2件)	H18.7.20	254	答申の趣旨(同種の案件についての先例答申の関係等)につき情報公開・個人情報保護審査会に照会を行うなど調査に時間を要しているため。	
	「地位協定の考え方」(04. 1. 1付『琉球新報』第1版第1面紹介)(他、計3件)	H18.12.19	102	関係課室において同時期に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、不服申立に係る事案の処理以外の事務やその他通常の業務が著しく繁忙であるため。	
	「イランのミサイル開発(北朝鮮との関係)」(詳細表示[分類]対中東アフリカ地域外交-対中東外交(中近東第二課所掌分)-イラン情勢/外交[作成(取得)時期]1993年06月01日	H18.7.20	254	答申の趣旨(同種の案件についての先例答申の関係等)につき情報公開・個人情報保護審査会に照会を行うなど調査に時間を要しているため。	
	記者クラブ配付資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て(対象期間05年4月1日~6月末日)	H18.6.8	296	「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全う」という情報公開法の目的を踏まえ、国民への正確かつ適切な情報公開に努めるべく、大量の文書を広範囲の課室と協議し、個人等に関する重要な情報が含まれている文書については慎重な審査を行ったところ、対象文書の審査に予想外の時間を要しているため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
外務省	記者クラブ配付資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て(対象期間05年7月1日～9月末日)	H18.7.20	254	「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全う」という情報公開法の目的を踏まえ、国民への正確かつ適切な情報公開に努めるべく、大量の文書を広範囲の課室と協議し、個人等に関する重要な情報が含まれている文書については慎重な審査を行ったところ、対象文書の審査に予想外の時間を要しているため。	
	記者クラブ配付資料のうち外務省ホームページ上に掲載していないもの全て(対象期間05年10月1日～12月末日)	H18.7.20	254	「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全う」という情報公開法の目的を踏まえ、国民への正確かつ適切な情報公開に努めるべく、大量の文書を広範囲の課室と協議し、個人等に関する重要な情報が含まれている文書については慎重な審査を行ったところ、対象文書の審査に予想外の時間を要したため。	H19.6.6 決定
	2006年3月31日付け情報公開第00730号での開示対象文書の策定にかかる決裁関連文書の全て	H18.12.12	109	業務繁忙期であり、また、当初予定したよりも慎重に審査を行う必要性が判明し、対象文書の審査に予想外に時間を要しているため。	
	情報工作対策の研修資料(06年5月5日付『琉球新報』第1版第3面紹介)	H18.12.12	109	関係課室において同時期に処理すべき開示請求事案が多数重なり、また、不服申立に係る事案の処理以外の事務やその他通常の業務が著しく繁忙であるため。	
厚生労働省	特定労働局が違法派遣に関して特定会社に行った調査・指導資料の不開示に対して開示を求めるもの	H18.6.14	290	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定会社への労働者派遣法臨検指導調査の結果の不開示決定に対して開示を求めるもの	H18.4.12	353	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定労働局が特定年の一定期間に実施した自主点検リストの一部開示決定に対して取消しを求めるもの	H18.8.2	241	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定食品に係る特定の効果に関する研究報告書の一部開示決定に対して開示を求めるもの	H18.4.24	341	所管業務が著しく多忙であったため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
厚生労働省	特定住宅工事新築工事に対する苦情が分かる文書の存否応答拒否に対して取消しを求めるもの	H18.3.15	381	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定職業安定所の雇用保険被保険者離職票(特定年月日、特定番号)の存否応答拒否に対して取り消しを求めるもの	H18.2.23	401	所管業務が繁忙を極めているため。	
	再審査請求に係る特定地方自治体からの送付文書の一部開示決定に対し取消しを求めるもの	H17.4.14	716	生活保護に関する再審査請求の数が大幅に増加し、未処理件数が膨大なものとなっており、本件についても処理できていないもの。	
	特定企業の労働者派遣法臨検調査の指導記録の不開示決定に対し開示を求めるもの	H17.11.9	507	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定個人が依頼した派遣法違反の調査及び是正指導内容の存否応答拒否に対して取消しを求めるもの	H18.4.19	346	所管業務が著しく多忙であったため。	
	労働者派遣法違反の調査及び是正指導内容の存否応答拒否に対して取り消しを求めるもの	H17.12.21	465	所管業務が著しく多忙であったため。	
	総合労働相談員一覧の一部開示決定に対して取消しを求めるもの	H18.1.31	424	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告の一部開示決定に対して取消しを求めるもの	H17.12.8	478	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中したこと。また、所管業務が著しく繁忙であったため。	
	特定期間の養護施設、救護院での体制報告書の一部開示決定に対して取消しを求めるもの	H17.3.31	730	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定施設での体制報告書の一部開示決定に対して取消しを求めるもの	H17.3.31	730	所管業務が著しく多忙であったため。	
	特定施設における特定事故の一部開示決定に対して取消しを求めるもの	H16.11.19	862	所管業務が著しく多忙であったため。	
特定施設における無断外出顛末の一部開示決定に対して取消しを求めるもの	H16.11.20	861	所管業務が著しく多忙であったため。		

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)時に鉱山保安監督部が実施した石塊提の検査のボーリング試験結果を記した報告書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.7.10	264	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	
	特定鉱山のたい積場の昭和40から42年までの石塊提の落成検査報告書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.7.31	243	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	
	特定鉱山のたい積場の平成10年11月以降の石塊提の落成検査報告書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.7.31	243	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じたため。	
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中、中心線及び測点番号等が記載されている平面図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	213	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中、縦断図と平面図との関係性の正しい縦断図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	213	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中、横断図と縦断図の整合性がとれる平面図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	213	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中、縦断図と横断図の測点位置が同地点より始まっている縦断面図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	213	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中、平面図と縦断面図の同地点より始まっている平面図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	213	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	
	特定鉱山のたい積場の施設設置届(昭和48年提出)の添付図面中平面図と横断面図の同地点より始まっている平面図の不開示決定(不存在)に関する件	H18.8.30	213	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
資源エネルギー庁	特定鉱山のたい積場の石塊提の昭和40年9月から12月までの使用前落成検査報告書の不開示決定(不存在)に関する件	H18.9.4	208	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	
	特定鉱山のたい積場の施設設置変更認可申請書(昭和35年提出)及び施設検査証の不開示決定(不存在)に関する件	H18.9.19	193	特定の課に対し、特定の個人から膨大な開示請求及び不服申立てが提出されたことにより、当該案件の担当者に業務が集中し、作業に遅延が生じた。また、請求内容のほとんどが現在存在しない古い行政文書に対して行われており、不存在の経緯について事実関係の確認にも多くの時間を要したため。	
防衛省	防衛力の在り方検討会議	H18.12.20	101	答申において新たに特定すべきとされた文書の開示・不開示の判断に時間を要しているため。	H19.4.27 決定

○ 情報公開に関する訴訟に係る判決の概要(資料13)

<第1審>

行政機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
公正取引委員会	東京地裁	17(行ウ)342	公正取引委員会委員長	H18.6.29	<裁決取消請求事件> 「特定個人が報告した特定の独立行政法人が指定する旅行業者に係る調査結果を取りまとめた文書」について、法8条(存否応答拒否)により不開示とした処分に対する審査請求を棄却した裁決の取消しを求めたもの	請求棄却	判決確定
	東京地裁	17(行ウ)491	公正取引委員会事務総局審査局長	H18.6.29	<追加的併合申立事件> 「特定個人が報告した特定の独立行政法人が指定する旅行業者に係る調査結果を取りまとめた文書」について、法8条(存否応答拒否)により不開示とした処分の取消しを求めたもの	請求棄却	判決確定
金融庁	東京地裁	18(行ウ)188	金融庁長官	H19.2.15	<公文書非開示決定処分取消請求事件> 金融機関の検査結果通知に対する改善状況報告書について、法第5条1号、2号イ、6号イにより不開示とした処分の取消しを求めたもの	請求棄却	原告控訴 東京高裁19(行コ)87
	東京地裁	18(行ウ)260	金融庁長官	H19.2.15	<公文書非開示決定処分取消請求事件> 金融機関の検査結果通知に対する改善状況報告書について、法第5条1号、2号イ、6号イにより不開示とした処分の取消しを求めたもの	請求棄却	原告控訴 東京高裁19(行コ)87

行政機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
総務省	大阪地裁	18(行ウ)75	総務大臣	H18.8.10	<p><行政文書不開示決定処分取消請求事件(平成18年(行ウ)第75号)> 平成17年分の収支報告書について、要旨公表前の開示が公表事務に支障を及ぼすおそれがあるとして、法第5条第6号により不開示とした処分の取消しを求めたもの</p>	請求認容	被告控訴 大阪高裁18(行コ)第89号
	東京地裁	17(行ウ)489	総務大臣	H18.9.26	<p>特定会社に係る有線ラジオ放送の設備の設置及び業務の開始届の部分開示決定について、当該行政文書を提出した第三者より、本件路線図を不開示とすることを求めて審査請求がなされた。答申を踏まえ、審査請求人が不開示とすべきとする部分を、法第5条第2号イにより不開示として判決を行ったところ、不服申立人(開示請求者)が、一部不開示とした判決の取消しを求めたもの</p>	請求認容	判決確定
法務省	福岡地裁	17(行ウ)28	福岡矯正管区長	H18.5.26	<p><行政文書開示決定処分取消請求事件> 矯正施設用電気設備工事標準図平成13年版について、法5条4号により一部不開示とした処分の取消しを求めたもの</p>	請求棄却	判決確定
	東京地裁	17(行ウ)588	法務大臣	H18.9.1	<p><行政文書不開示決定取消請求事件> 平成17年度司法試験第二次試験口述試験に関する(1)問題、(2)想定問答集((1)の問題に対する模範解答、受験者の想定される回答、学説・判例を記載したもの)について、行政文書として作成し、又は取得しておらず、保有していないとして不開示とした処分の取消しを求めたもの</p>	訴え却下	原告控訴 東京高裁18(行コ)246

行政機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
法務省	東京地裁	18(行ウ)334	法務大臣	H18.12.22	<裁決取消等請求事件> 東京矯正管区長に対して行った情報公開法に基づく開示請求に係る手数料の減免申請が認められなかったことを不服とし、法務大臣に対して審査請求を行ったが、同大臣が請求を棄却する裁決を行ったため、その取消しと慰謝料を求めたもの	請求棄却	原告控訴 東京高裁 19(行コ)22
	東京地裁	①17(行ウ)64 ②17(行ウ)384 ③17(行ウ)383	法務大臣	H19.3.15	<①行政文書不開示決定処分取消請求事件、②訴えの追加的併合事件、③行政文書不開示決定処分取消等請求事件> 司法試験委員会会議の録音テープ、同会議の発言者名のわかる議事を記録した文書について、行政文書として保有していないとして不開示とした処分の取消しを求めたもの	訴え却下 請求棄却	原告控訴 東京高裁 19(行コ)120
外務省	福岡地裁	17(行ウ)12	外務大臣	H18.11.27	<公文書不開示処分取消請求事件> 平成16年8月に米軍所属のヘリコプターが沖縄県で墜落した事件に関する日米両政府の協議・連絡内容が分かる文書とそ の際の資料について、法第5条第3号により不開示とした処分の取消しを求めたもの	請求棄却	原告控訴 福岡高裁 19(行コ)1
厚生労働省	東京地裁	15(行ウ)467	厚生労働大臣	H19.1.26	<行政文書一部不開示決定取消請求事件> 医薬品イレッサの承認申請資料の一部不開示決定とした処分の取消しを求めたもの	一部請求認容	被告控訴 東京高裁 19(行コ)67

行政機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
経済産業省	名古屋地裁	17(行ウ)37	中部経済産業局長	H18.10.5	<行政文書不開示決定処分取消等請求及び開示の義務づけ事件)> 省エネ法に基づくエネルギー使用状況に関する定期報告書のうち、燃料の使用量等を法第5条第2号イにより不開示とした処分の取消を求めたもの	請求認容	被告控訴 名古屋地裁18(行コ)34
	名古屋地裁	17(行ウ)44					
	大阪地裁	17(行ウ)126	近畿経済産業局長	H19.1.30	<行政文書不開示決定処分取消等請求及び開示の義務づけ事件)> 省エネ法に基づくエネルギー使用状況に関する定期報告書のうち、燃料の使用量等を法第5条第2号イにより不開示とした処分の取消を求めたもの	請求認容	被告控訴 大阪地裁19(行コ)19

<控訴審>

行政機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
宮内庁	東京高裁	17(行コ)315	宮内庁	H18.11.29	<行政文書不開示決定取消請求事件> 見積書中の法人印について、法5条2項により不開示とした処分の取消を求めたもの	控訴認容	判決確定
総務省	大阪高裁	18(行コ)89	総務大臣	H19.2.23	<行政文書不開示決定処分取消請求事件(平成18年(行ウ)第75号)> 平成17年分の収支報告書について、要旨公表前の開示が公表事務に支障を及ぼすおそれがあるとして、法第5条第6号により不開示とした処分の取消しを求めたもの	原判決取消し 訴え却下	判決確定
法務省	東京高裁	18(行コ)246	法務大臣	H19.2.14	<行政文書不開示決定取消請求控訴事件> 平成17年度司法試験第二次試験口述試験に関する(1)問題、(2)想定問答集((1)の問題に対する模範解答、受験者の想定される回答、学説・判例を記載したもの)について、行政文書として作成し、又は取得しておらず、保有していないとして不開示とした処分の取消しを求めたもの	控訴棄却	控訴人上告受理申立て 最高裁19(行ヒ)139
検察庁	東京高裁	18(行コ)50	最高検察庁	H18.5.22	<裁決取消請求上告提起事件> 特定事件の不起訴裁定書について、刑訴法第53条の2の訴訟に関する書類に当たり、情報公開法の適用を受ける行政文書には該当しないとして不開示とした決定の取消しを求めたもの	控訴棄却	控訴人上告 最高裁18(行ツ)215

行政機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
外務省	東京高裁	18(行コ)109	外務大臣	H18.9.27	<p><公文書不開示処分取消等請求事件> 昭和48年4月付けで外務省条約局・アメリカ局が作成した「日米地位協定の考え方」について不存在を理由として不開示とした処分の取消し、及びその後の改訂版について法第5条第3号により不開示とした処分の取消し、並びに開示決定等の履行遅滞に対して国家賠償法に基づく100万円の損害賠償を求めたもの</p>	控訴棄却	判決確定
水産庁	東京高裁	18(行コ)70	水産庁長官	H18.6.28	<p><行政文書不開示処分取消請求控訴事件> 北太平洋及び南氷洋で行った調査捕鯨に関する文書について、法第5条第2号イ及び同法第5条第3号により不開示とした処分の取消しをもとめたもの</p>	控訴棄却	判決確定

<上告審>

行政機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
総務省	最高裁	18(行ヒ)152	総務大臣	H18.6.23	<行政文書不開示決定処分取消請求上告受理事件(平成18年(行ヒ)第152号)> 平成16年分の収支報告書について、要旨公表前の開示が形式審査事務及び公表事務に支障を及ぼすおそれがあるとして、法第5条第6号により不開示とした処分の取消しを求めたもの。上告受理申立ては、訴訟費用を被控訴人(原告)の負担とした原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求めている。	上告棄却 申立て不受理	
法務省	最高裁	17(行ツ)90 17(行ヒ)97	法務大臣 (司法制度改革推進本部長から承継)	H18.9.8	<公文書非開示決定取消請求上告事件・同上告受理事件> 裁判員制度・刑事検討会の内容を記録した録音テープ、仲裁検討会の内容を記録した録音テープ、司法アクセス検討会の内容を記録した録音テープ、法曹養成検討会の内容を記録した録音テープ、公的弁護士制度検討会の内容を記録した録音テープについて、法5条1号、5号及び6号により不開示とした処分の取消しを求めたもの	上告棄却 申立て不受理	
検察庁	最高裁	18(行ツ)215	最高検察庁	H18.10.18	<裁決取消請求上告提起事件> 特定事件の不起訴裁定書について、刑訴法第53条の2の訴訟に関する書類に当たり、情報公開法の適用を受ける行政文書には該当しないとして不開示とした決定の取消しを求めたもの	上告棄却	
	最高裁	18(行ツ)204 18(行ヒ)233	大阪高検	H18.11.21	<文書不開示処分取消請求上告事件> 刑の執行停止申立てに関する書類について、法第8条の存否応答拒否による不開示とした決定の取消しを求めたもの	上告棄却 申立て不受理	

行政機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
検察庁	最高裁	16(行ツ)324 16(行ヒ)352	仙台高検	H19.2.14	〈文書不開示処分取消請求上告事件〉 調査活動費の書類について、法第5条第4号により不開示とした部分の取消しを求めたもの	上告棄却 申立て不受理	
	最高裁	16(行ツ)325 16(行ヒ)353	仙台地検	H19.2.14	〈文書不開示処分取消請求上告事件〉 調査活動費の書類について、法第5条第4号により不開示とした部分の取消しを求めたもの	上告棄却 申立て不受理	
外務省	最高裁	17(行ツ)207 17(行ヒ)222	外務大臣	H18.11.24	〈行政文書不開示処分取消請求上告事件〉 〈行政文書不開示処分取消請求上告受理事件〉 日本国際博覧会の一般規則の規定に係る議論の分かる文書、同博覧会の中止に関して議論の分かる文書について、法第5条第3号により不開示とした処分の取消しを求めた事件(第1審及び控訴審では一部認容)の上告及び上告受理申立て	上告棄却 申立て不受理	
国税庁	最高裁	18(行ツ)4	富山税務署長	H18.5.22	〈行政文書の一部不開示処分取消請求上告事件〉 「消費税還付申告に係る事務処理手順等について(事務運営指針)」について、法第5条第6号イにより一部不開示とした処分の取消しを求めた事件の上告審	上告棄却	第1審:富山地裁15(行ウ)8 控訴審:名古屋高裁17(行コ)2
	最高裁	18(行ツ)102	国税庁長官	H18.5.29	〈裁決取消請求控訴事件〉 開示請求に対し不作為であるとしてされた審査請求を却下した裁決の取消しを求めた事件の上告審	上告棄却	第1審:名古屋地裁17(行ウ)26 控訴審:名古屋高裁17(行コ)52

行政機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
農林水産省	最高裁	17(行ヒ)158	中国四国農政局長	H18.6.15	<p><行政文書不開示決定取消請求上告提起事件> 統計調査に関する文書について、法第5条第6号により不開示とした処分の取消しをもとめたもの</p>	申立て不受理	
経済産業省	最高裁	17(行ツ)207 17(行ヒ)222	経済産業大臣 外務大臣	H18.11.24	<p><行政文書不開示決定処分取消等請求事件> 2005年日本国国際博覧会登録申請書について、法第5条第3号により不開示とした処分の取消しをもとめたもの</p>	上告棄却 申立て不受理	